

ドクトル 榊順次郎 纂譯



産婆學 下卷

纂譯者 版權所有



産婆學下巻目次

○ 金言十個條……………二百五十九丁

○ 誘導編……………二百六十三丁

○ 異常分娩 異常妊娠 異常産尊の論

第一編

異常の分娩……………二百六十七丁

〔第二〕 母体の異常状態に由る異常の分娩……………二百六十七丁

第一章 骨盤の異常状態……………二百六十八丁

〔一〕 單純扁平骨盤……………二百六十九丁

〔二〕 佝僂病性扁平骨盤……………二百七十丁

三 大人の骨軟化症に由て發する狹小骨盤……………三百七十三丁

四 斜に狹小なる骨盤……………三百七十四丁

五 横に狹小なる骨盤……………三百七十六丁

六 骨瘤に由りて狹小にせられたる骨盤……………三百七十八丁

七 全狹小骨盤……………三百七十九丁

第二章 子宮の異常状態……………三百八十八丁

第一 子宮の收縮異常即ち陣痛異常……………三百八十八丁

一 陣痛微弱……………三百八十九丁

二 頻回にして長く持續する陣痛……………三百九十八丁

〔ハ〕不正の向きに作用する陣痛……………四百丁

第二 子宮頸の柔順に開き難き者硬固及び閉鎖……………四百四丁

第三 子宮の位置異常……………四百七丁

第三章 其他の生殖器及び其近接部の異常状态……………四百十丁

第一 腔の狹小……………四百十丁

第二 陰部の血腫……………四百十一丁

第三 腔の脱出……………四百十二丁

第四 陰唇の浮腫及び静脈瘤……………四百十二丁

第五 陰裂の狹小にして柔順に開き難き……………四百十二丁

者。會陰の廣くして柔順に開き難き者……………四百十四丁

第六 膀胱の甚しき膨脹……………四百十四丁

第七 直腸の甚しき膨脹……………四百十七丁

第八 卵巣腫瘍……………四百十八丁

〔第二〕 胎兒及び其附屬物の異常の關係に由る異常の分娩……………四百十九丁

第一章 異常なる胎兒の關係……………四百十九丁

第一 異常躰位……………四百十九丁

第二 異常の躰狀……………四百二十八丁

第三 非常に大なる胎兒畸形胎兒及び胎……………

兒の疾病……………四百三十一丁

分娩中胎兒の生命に危険なるか或は已に死亡したるかの徴候……………四百三十六丁

第二章 卵膜羊水臍帶及び胎盤の異常狀態……………四百二十九丁

第一 卵膜の異常……………四百二十九丁

第二 羊水の異常……………四百四十丁

第三 臍帶の異常……………四百四十二丁

〔イ〕 臍帶の下垂及び脱出……………四百四十二丁

〔ロ〕 臍帶の纏繞及び結節……………四百四十五丁

〔ハ〕 臍帶の過度に短き者……………四百四十八丁

〔三〕 臍帶の断裂……………四百五十丁

第四 胎盤の異常……………四百五十二丁

〔イ〕 胎盤の異常剝離……………四百五十二丁

〔ロ〕 胎盤の異常位置……………四百五十三丁

〔第三〕 産婦の損傷出血及び疾病に由りて發

する異常分娩……………四百五十七丁

第一章 子宮腔及び會陰の損傷……………四百五十九丁

〔イ〕 子宮の破裂……………四百五十九丁

〔ロ〕 腔の破裂……………四百六十二丁

〔ハ〕 會陰の破裂……………四百六十三丁

〔三〕 子宮外妊娠により發する損傷……………四百六十七丁

第二章 生殖器、鼻腔、肺、腸管破裂したる靜脈よ

りの出血……………四百七十丁

第一 子宮よりの出血……………四百七十丁

〔イ〕 流産及び早産によりて起る出血……………四百七十丁

〔ロ〕 正期分娩時の出血……………四百八十七丁

子宮下部に附着する胎盤に由

るもの……………四百八十七丁

正しき處に附着する胎盤に由

るもの……………四百八十七丁

胎盤の脱出に由るもの……………四百八十九丁

胎盤の剝ること不十分なる

に由るもの……………四百九十丁

第二	子宮翻轉症に由るもの……………	四百九十二丁
第二	分娩中及び分娩後の腔並に外陰部 よりの出血……………	四百九十三丁
第三	鼻腔、肺、腸管及び靜脈瘤破裂よりの 出血……………	四百九十六丁
第三章	産婦の疾病……………	四百九十八丁
第一	全身の痙攣(子痙)……………	四百九十八丁
第二	過度の嘔吐……………	五百一丁
第三	熱性病……………	五百一丁
第四	腹部内臓墜脱及び直腸脱出……………	五百三丁
第五	呼吸困難……………	五百六丁

第二編

第六	産婦の假死及び眞死……………	五百七丁
----	----------------	------

第一章	妊婦、產婦及び其外婦人の疾病並に小兒の疾病	五百十丁
-----	-----------------------	------

第一	嘔吐……………	五百十丁
第二	便秘……………	五百十一丁
第三	下痢……………	五百十二丁
第四	利尿の困難……………	五百十二丁
第五	浮腫……………	五百十四丁
第六	靜脈瘤……………	五百十五丁
第七	陰部より粘液、膿汁、水液の流出する	

症……………五百十七丁

第八 子宮及び膈の脱出症……………五百十八丁

第九 子宮後屈症……………五百十九丁

第十 卒倒……………五百二十四丁

第二章 產婦の疾病……………五百二十六丁

第一 產褥熱……………五百二十七丁

第二 疼痛甚しき後陣痛……………五百三十五丁

第三 汗疹……………五百三十六丁

第四 惡露の不順……………五百三十七丁

第五 陰唇の腫起……………五百三十八丁

第六 利尿の困難及び便通の困難……………五百三十九丁

第七 乳頭の糜爛及び焮衝乳腺の焮衝及
ひ化膿……………五百四十二丁

第三章 婦人の疾病……………五百四十八丁

第一 粘液又は膿の帶下及び淋疾……………五百四十八丁

第二 微毒……………五百五十丁

第三 子宮癌腫……………五百五十五丁

第四 子宮及び膈の息肉腫……………五百五十六丁

第五 子宮及び膈の脱出……………五百五十七丁

第四章 初生児の疾病……………五百六十丁

第一 假死……………五百六十丁

第二 身軀の先天性缺損及び畸形……………五百七十一丁

第三 頭蓋産瘤。頭蓋血腫及ひ細長又は斜に押壓せられたる頭蓋……………五百七十五丁

第四 臍の損傷。出血及ひ焮衝……………五百七十七丁

第五 臍墜脱……………五百七十九丁

第六 腹部内臓墜脱及ひ陰囊水腫……………五百八十丁

第七 骨傷……………五百八十丁

第八 眼の焮衝……………五百八十二丁

第九 初生兒乳房の腫張及ひ焮衝……………五百八十九丁

第十 鵝口瘡……………五百九十丁

第十一 嘔吐及ひ下痢……………五百九十二丁

第十二 腹痛及ひ便秘……………五百九十四丁

第十三 吃逆……………五百九十五丁

第十四 痙攣……………五百九十六丁

第十五 丹毒……………五百九十七丁

第十六 黄疸……………五百九十七丁

第十七 擦傷性糜爛……………五百九十八丁

第十八 汗疹……………六百丁

第十九 大水疱疹……………六百丁

第二十 乾性皮脂漏……………六百一丁

第二十一 濕疹……………六百二丁

第二十二 小兒の疾病の總論……………六百三丁

第五章 産婆に許可する治療法……………六百五丁

産婆學下卷目次終

第一	諸種の洗腸法及び肛門坐薬	六百五丁
第二	腔内洗滌法	六百八丁
第三	「カテーテル」の用法	六百十丁
第四	検温器の用法	六百十一丁
第五	茶劑の製法	六百十三丁
第六	温巻法及び冷巻法の製法	六百十四丁
第七	芥子泥の製法	六百十六丁
第八	水蛭及び吸角の使用法	六百十七丁
○附録	産婆の心得べき日本の法律及び規則	六百二十三丁

産婆學下卷

ドクトル 榎 順次郎 纂譯

○金言十個條

第一 外診は數々行ふ可し然れども内診は成るべく稀に行ふべし

第二

胎兒の心臓音は數々聽く事を勤めよ想掛なき時胎兒は

危険に陥ることのあるものなり

第三

理由なくして胎胞をば破るべからず又子宮口内へ決して指頭を挿入すべからず

第四

胎兒の頭背臀部等の如きは勿論胎盤に至るまで腹壁より明瞭に觸知し得るものなれば既に外診のみにて診斷し得たる時は内診を行ふ可からず

第五

平常臭氣なく清潔になす可きは指手と其爪なり

第六

汝が産婦又は胎兒に危害の在る無しを分明に認め得ざる時は速に産科醫に托せよ不分明なる事に自身が手を着るよりは産科醫に倚るを最良しとす

第七

後産には氣を長くせよ若し急がば汝は失策することあるべし

第八

産後會陰を見るを決して忘るべからず若し破裂あれば産科醫に縫合を依頼すべし

第九

分娩の際は始より終まで眞實に消毒清潔法を要す然すれば産婦小兒ともに安穩にして醫師も亦安心すべし

第十

産婆消毒清潔法を盡くせば産婦は皆健全なるべし若し産婦が病に罹れば其指手の必ず清潔ならざりしが故なり従て其責任自分にあることを速に自白して將來には必ず消毒清潔法に細心注意すべし

○誘導編

第八十七條

妊娠分娩及び産褥に異常を發して是が爲め忽ち母子を危険ならしむること間々あり此くの如き異常あるものに治療を加へ及び所置するは産婆の職務にあらずして産科醫の職務なり今此書中に述べたる如き異常あるものには必ず産科醫を招かざれば處置するごと能はざる者なれば産婆も亦其異常を知らずしては協はざるなり故に産婆若し些細の異常なりとも之を發見したる時或は不明にして判斷すること能はざる時は産科醫に就きて教へを乞ふべし

産科醫の所へ遣はす使の者は成るべきだけ確實にして舉動の速なるものに依頼し若し其醫不在なれば他の産科醫へ赴き亦不在なれば復た外の醫へ行かしむ可し而して口上にては動もすれば間違あるものなれば産婆は必ず口上書にして使に渡す可し
口上書中には左の事項を記載すべし
先づ産婦の姓名住所番地を明細に記し次に診察にて認知したる個條を載すべし今書式の一例を左に示す

口上書

何町何丁目何番地表通りの内或は路次
何東或は何職何商 何の某

右は初産婦妊娠第十個月第一頭蓋位狭小骨盤胎胞は今破れんとす臍帶下垂子宮口は殆ど十分に開大す胎兒の心臓音は聽へず本文の通に候間至急御來診を乞ひ候也

何年何月何日何時何分

産婆 何之某

産科醫 何之某殿

産科醫の來るまで産婆は此書中に述ぶるが如き件々に付きて之處置し而して産科醫の入來までに其産婦に就きて都ての準備をなし且つ若し産婦が施術を恐るゝ様子あらばその懼るべ

からざる次第を好く慰め諭す可し産科醫已に來れば産婆は最
初より今日迄の経歴を委しく陳述し夫れより醫の命に従て善
く其用を辨じ且つ手術の助けをも爲す可し

○異常分娩。異常妊娠。異常産尊の論

第一編

異常の分娩

第三百八十八條

異常の分娩は次の三件に由りて來るものなり

(一)母胎の異常の状態に由るもの

(二)卵子の異常の關係に由るもの

(三)産婦の疾病に由るもの

〔第一〕母胎の異常状態に由る異常の分娩

第三百八十九條

母体の異常状態に由りて發するものに又三種あり

(一) 骨盤の異常状態

(二) 子宮の異常状態

(三) 其他の生殖器及び其近接部の異常状態

第一章 骨盤の異常状態

第三百九十條

骨盤の異常状態とは其餘り廣きものと餘り狭きものとを云ふ而

して甚だ稀なるものなれども骨盤の徑線甚だ小くして全く分娩の叶はざることあり又狭小の骨盤には其一徑線の小なるあり或は數徑線の小なるあり又或は全徑線の小なるあり而して其度及び形は種々の異なるあり然れども其内次に述ぶるものは産婆に尤も必用なり

(一) 單純扁平骨盤

第三百九十一條

單純扁平骨盤とは骨盤上口の直徑線短く而して横徑線は尋常の長さを有ち或は稀には返りて長きことあるものなり其直徑線は八センチメートル以下なるがゆる産婆一指を以て内診すれば直に薦骨岬へ達し得べし然れども外診するに方りて腰部は十

分廣く見ゆるなり且つ此くの如きの婦人は大既健全にして体格も亦良きものなり

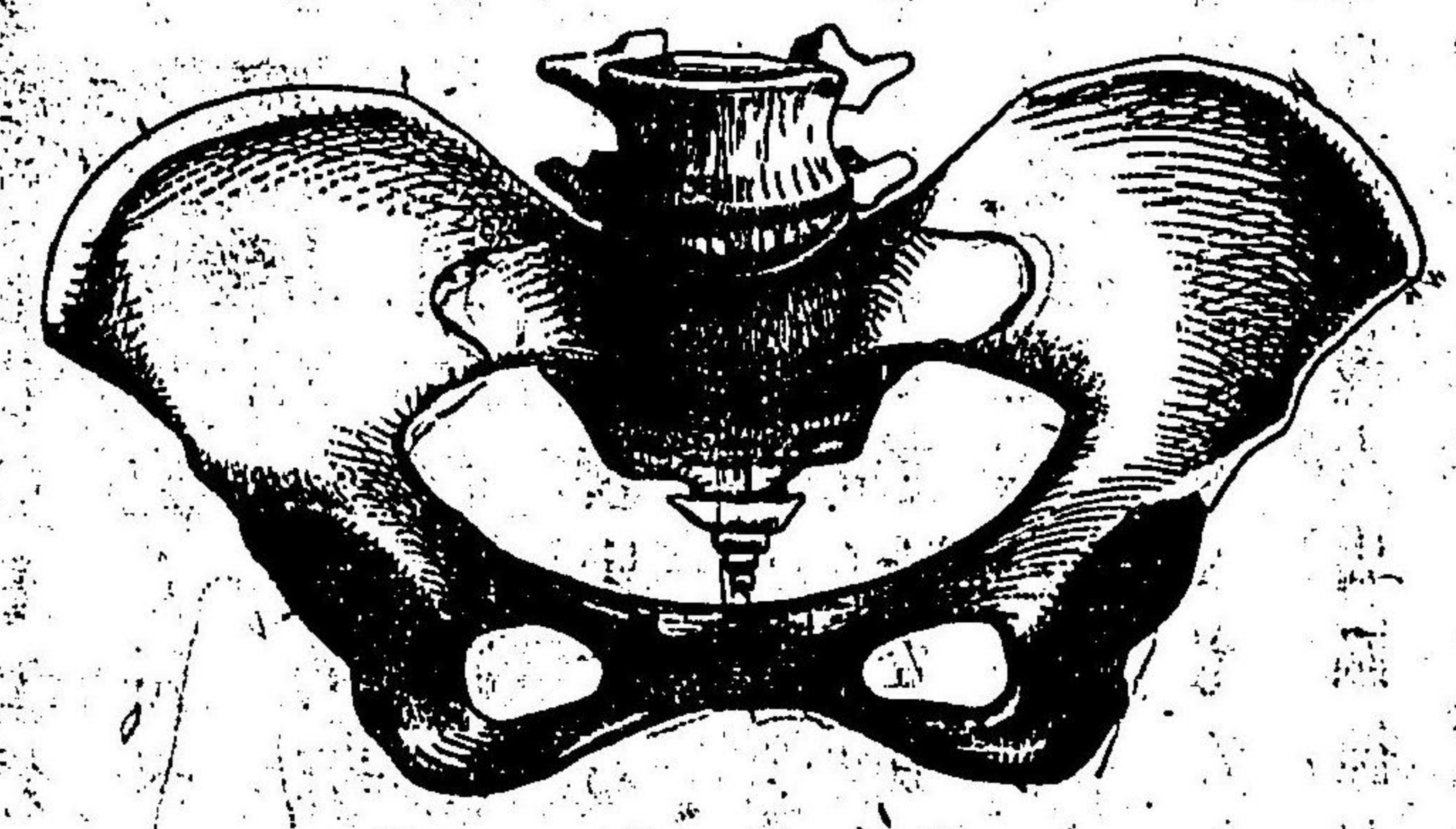
二 佝僂病性扁平骨盤

第百九十二條

佝僂病性扁平骨盤は小兒の時佝僂病に罹りたる婦人に發す第百八十二條を見よ此くの如き婦人は身軀小く下肢曲りて手足の節々大に且つ歩行するには躓々々とし加之ならず屢々脊柱の曲れるものあり又此病に罹りたるものは三四五歳にして初めて歩行し得るものなれば産婆は是等のことをも委しく問ふ可し然れども本邦人には稀れなるものなり又佝僂病性扁平骨盤も猶單純扁平骨盤の如く其直徑線小なり加之ならず單純扁平

平骨盤の直徑線より更に三センチメートルも小なること屢々之あり骨盤の一個づゝに付きては其骨小く種々に曲りたる形を爲せり之に反して骨盤下口は廣く骨盤傾斜は大概強きものなり外診にては上腿及び下腿は曲り薦骨部は鞍狀に曲り陰阜は少し前の方へ突出して下方にあり而して腸骨版は

第 四 十 八 圖



此圖は佝僂病性扁平骨盤の形を示す

小なり内診にては指頭容易に薦骨岬へ達し得べし其外分娩の経過の模様によりて骨盤の狭小なることを確定し得べし即ち最も著しきは初めより懸腹を爲し兒頭高き所にありて子宮口は十分に開き卵膜は已に破るゝも胎兒の頭久しく下行せず終には其頭骨盤内へ下行し陣痛甚だしく起るも娩出することなく從て産瘤を生ずるものなり

扁平骨盤にては横位足位臍帶脱出を發すること數々なり而して胎胞破れは大抵羊水は皆流出するものなり又一度開天したる子宮口再び弛緩し下垂せる縁を以て圍繞せらるゝものなり又若し分娩益進行して陣痛強きが爲に兒頭の最大周圍徑が狭小なる骨盤上口を通りて壓入せらるれば是より後は非常に速に

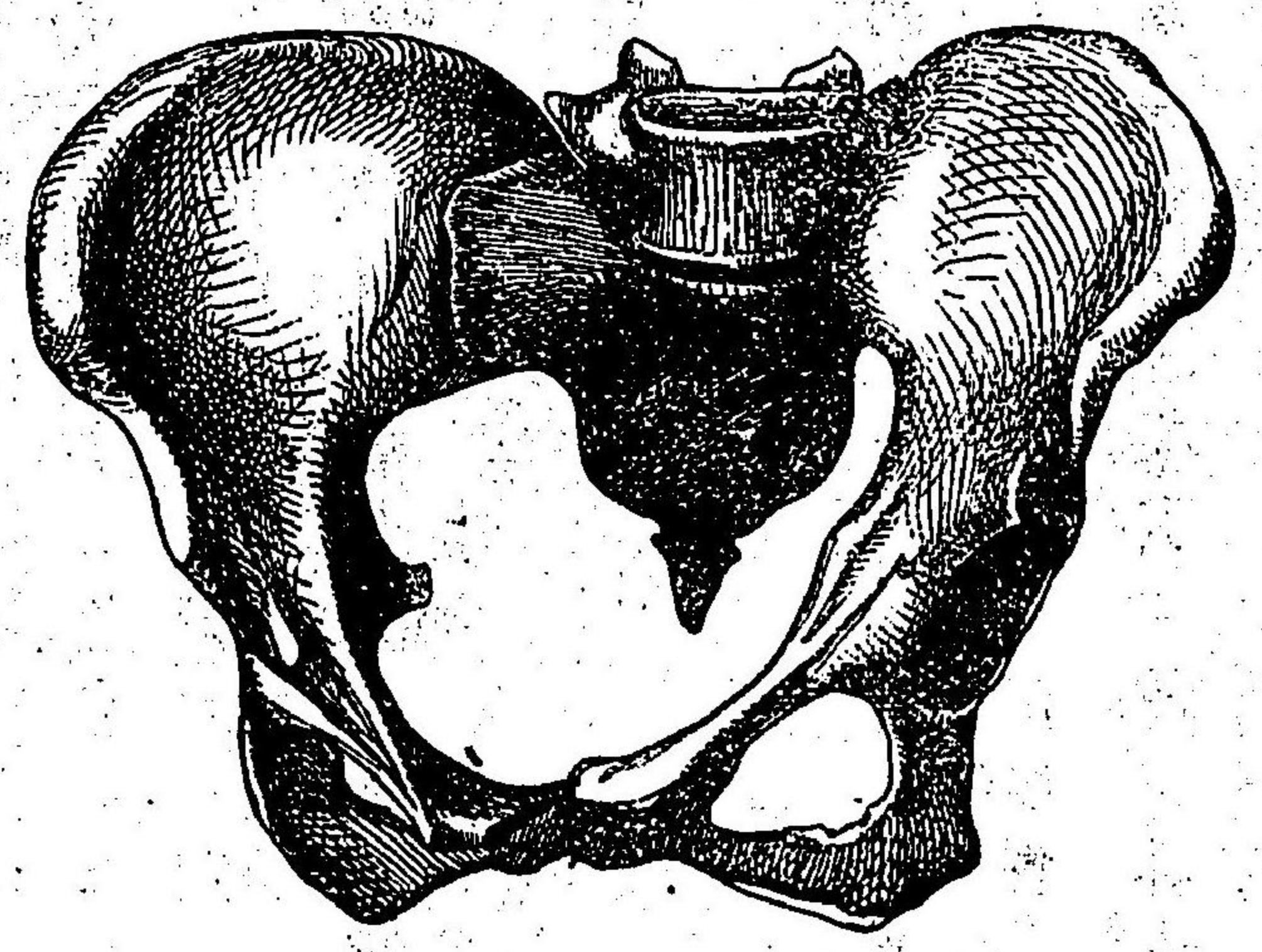
分娩すること多し而して其娩出したる小兒の頭には大抵赤色線或は頭骨に輪狀の凹陷を生ず是薦骨岬に壓迫せられて出來ものなり

三三 大人の骨軟化症に由て發する狭小骨盤
 第百九十三條

大人の骨軟化症とは諸關節に劇しき痛みを發して運動自由ならざる症を發するものなれども本邦人には極めて稀なり而して此病の爲めに骨盤見悪く且つ狭小せられて即ち骨盤の横徑線殊に下口の横徑線は短くなるなり又此の如き婦人は大概不具となりて漸々身軀小くなるなり而して此病は已に兒を産たる婦人に發し妊娠する毎に其病重るものなり故に其分娩は甚だ

斜に狭小なる骨盤とは骨盤の骨状斜に竅み其半分の小くなれるものにして骨盤上口の形は斜に向ひたる卵圓形をなすなり而し

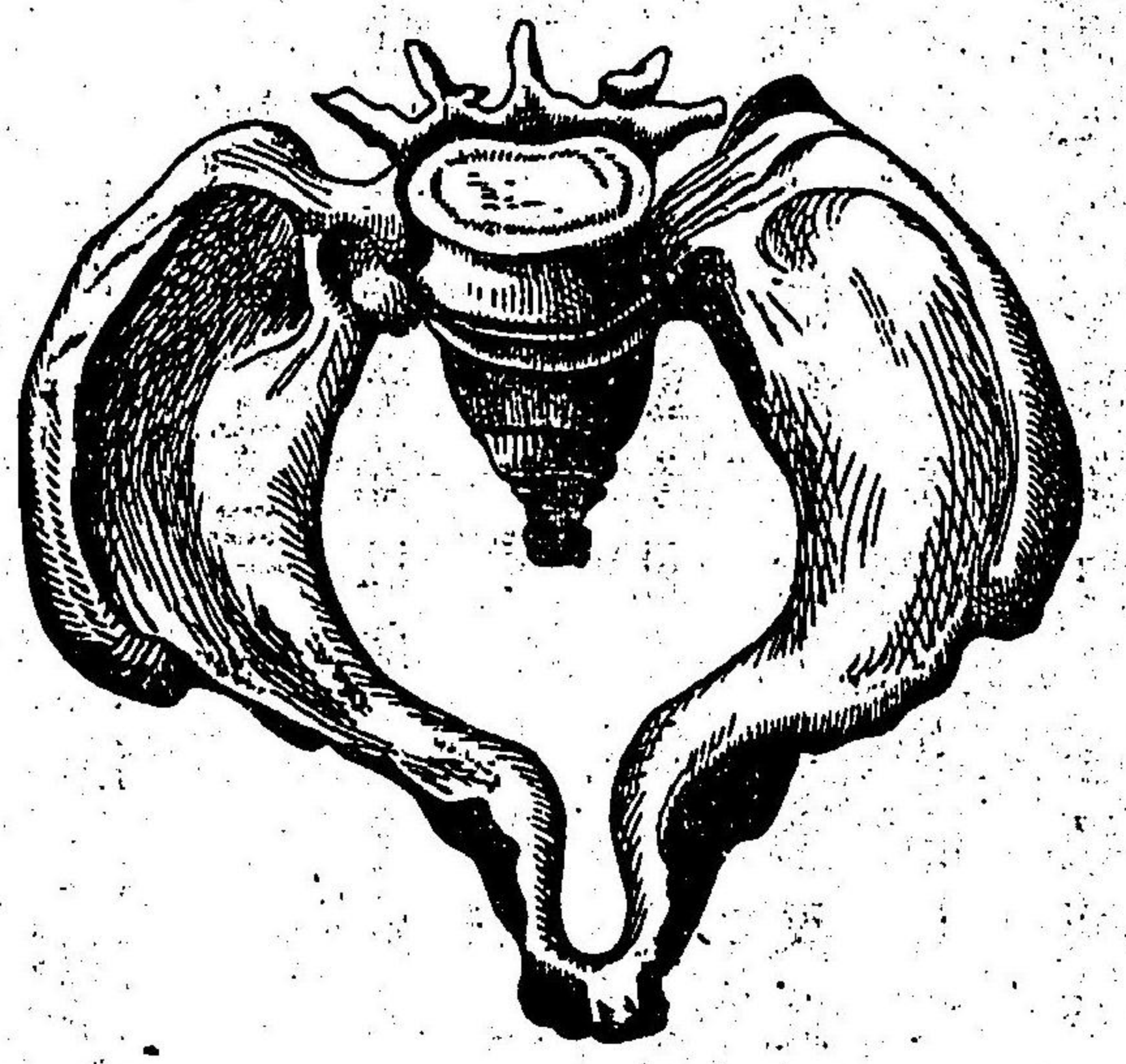
圖六十八第



此圖は斜に狭小なる骨盤の形を示す

むづかしきものす

圖五十八第



此圖は大人の骨軟化症に由りて發したる狭小骨盤の形を示す

〔四〕斜に狭小なる骨盤 第九十四條

て、躰格良き婦人にては、薦骨の半分生來發育不全且つ薦骨と腸骨との癒着に由りて、此狹小を發することあり、又此の如き骨盤も極めて稀にして、且つ生活躰にては、診斷し難きものとす、而して此骨盤に於ても、一般に狹小骨盤の如く、分娩は甚だむづかしきものなり。

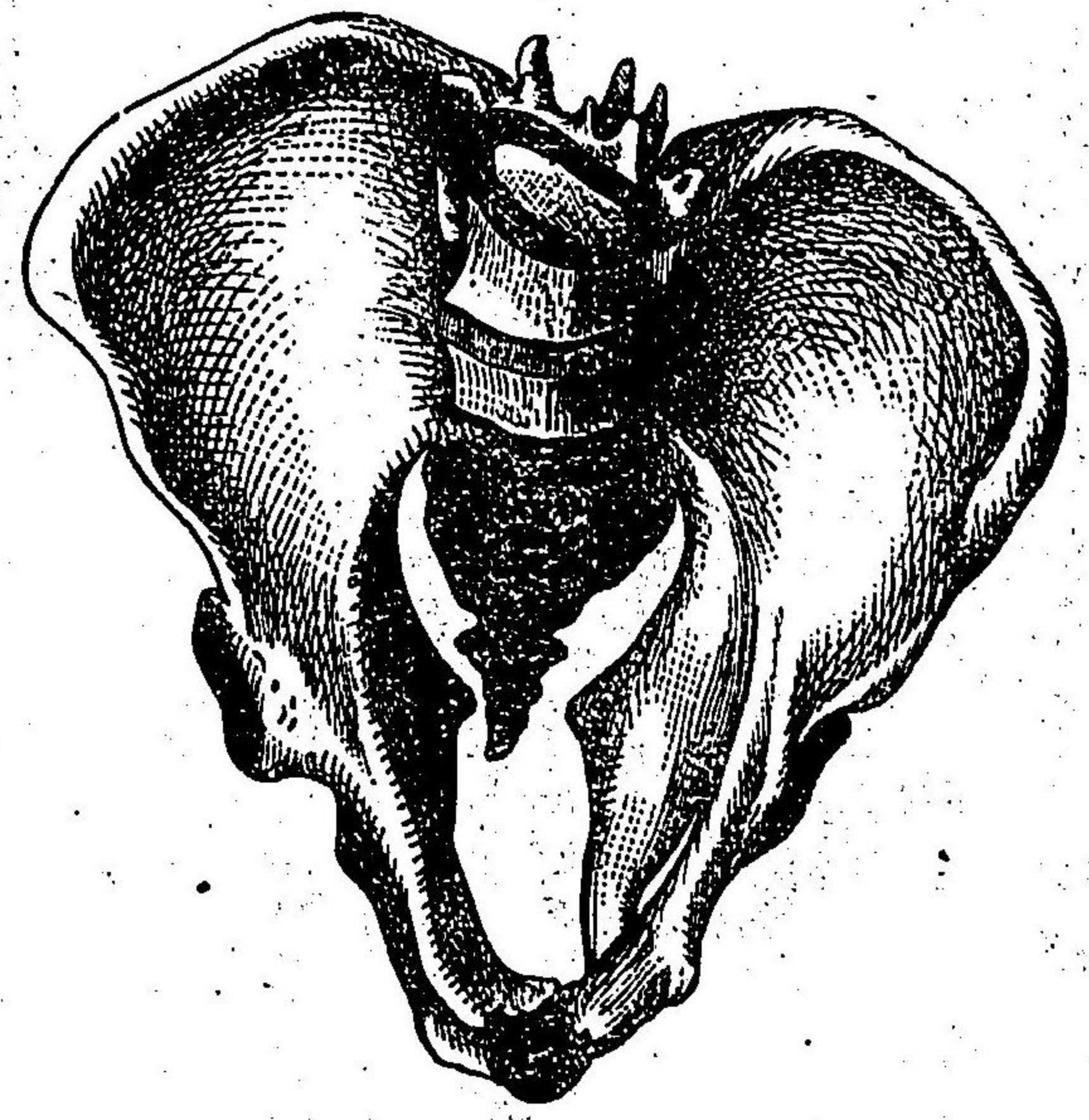
〔五〕 横に狹小なる骨盤

第百九十五條

横に狹小なる骨盤は、兩側共著しく、小くして、左右より押し壓したるが如き形を爲す、而して薦骨の兩側共に發育不全にして、且つ薦骨と腸骨との癒着するに由りて、發す故に、非常に狹く、且つ小なり、外診にては、腰部狹く、内診にては、耻骨弓甚だ狭きに由りて

之を知り得べし、此骨盤も是亦極めて稀なるものにして、分娩は全く叶はざるなり。

第八十七圖



此圖は、横に狹小なる骨盤の形を示す。

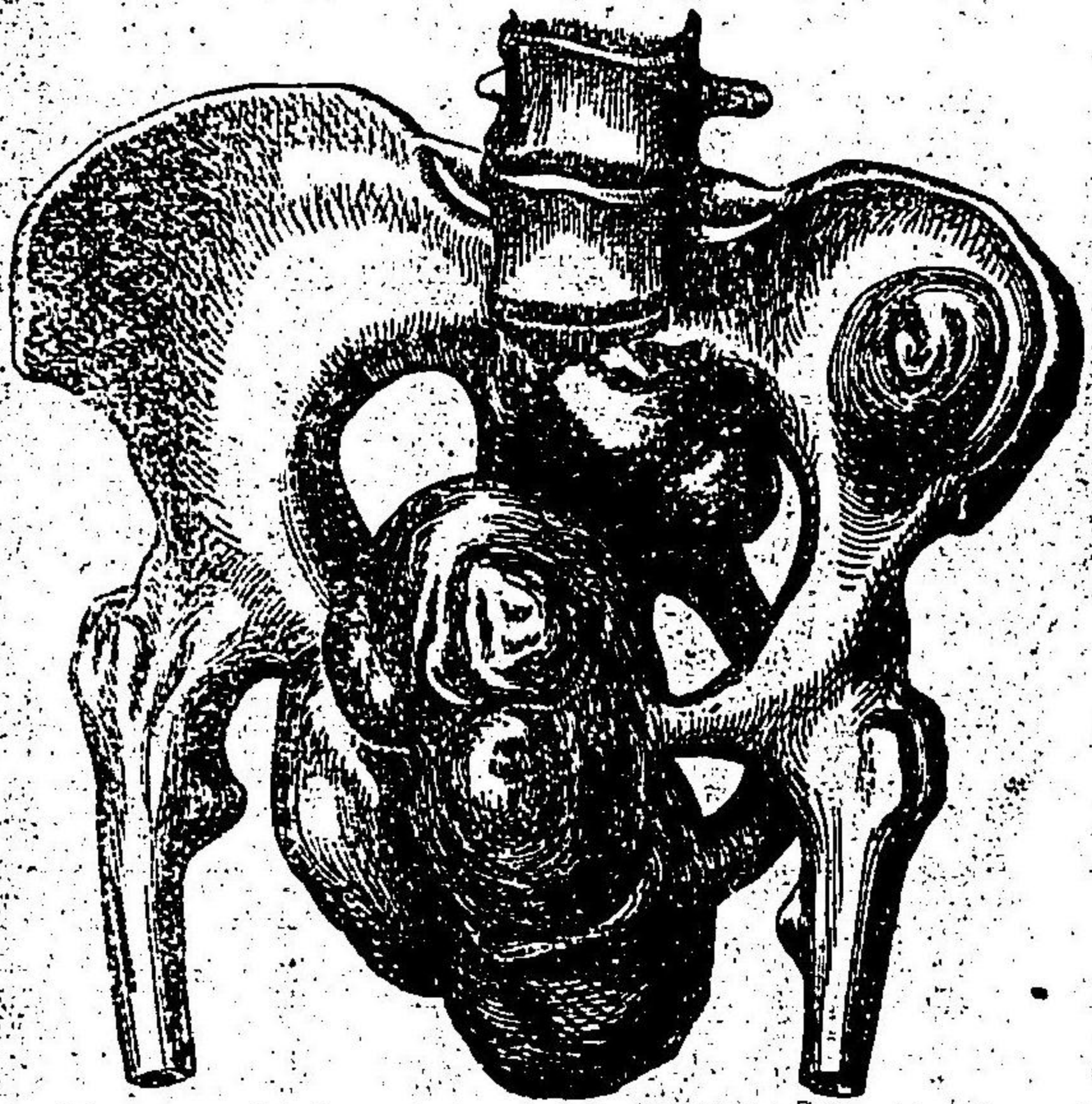
三百七十七

骨盤内の骨瘤

は時に由りては病氣の爲めに發し或は骨の損傷後長く治せざる時に發す其發生は種々にし

〔六〕骨瘤に由りて狹小にせられたる骨盤
第百九十六條

第八十八圖



此圖は骨瘤に由りて狹小にせられたる骨盤の形を示す

て大さは全く骨盤内腔に充滿し尙内腔を延び出るほど増大することあり又軟部に出づる腫瘤も骨瘤と同様に小骨盤内へ發生することあり凡そ瘤の有無大さ場所等は長く診察すれば見落すことあるなし但し其瘤増大すれば多くは分娩に甚だしき害あるなり
骨盤内に發生する軟質或は液牀を以て満したる腫瘤は分娩の際時として兒頭と骨盤との間に狹まれ押潰されて或は破裂し或は胎兒の爲め上方へ袈り上げられ其分娩を妨げられざるに至ることあり

〔七〕全狹小骨盤
第百九十七條

全狹小骨盤とは其骨盤の上口内腔下口の徑線皆短小にして大抵は畸形より來る而して婦人の体格は反て長きものなり其經線は總て一二センチメートル又は其以上短きものとす此くの如き骨盤畸形は十分測定したる上始めて知り得べきものなれば産婆には之を發見すること甚だむづかしきものなり然れども若し身軀の良く發育したる婦人にして腰部の狭きもの或は指の薦骨岬へ容易に達し得べく且つ骨盤内壁の周圍へ觸れ得べき時は此くの如き骨盤と知る可し又大概は分娩の時劇しき陣痛起るも胎兒の頭下行せざるを以て全狹小骨盤なるを知るなり

第三百九十八條

骨盤上口の直徑線は次の法により其大約を測知し得るものなり即ち一手の示指を深く腔内へ送入し其尖端を薦骨岬に達せしめ次で其示指を耻骨弓頂に軽く押し壓け他手の示指の爪を以て耻骨弓頂部に觸れたる所に當て是を目標とし而して其位置を變ずることなく指を去り然る後其目標部より指尖までの間を測り其得たる長さより二センチメートルを減ず即ち骨盤上口の直徑線の長さの大約となるなり

第三百九十九條

骨盤の狭小なるは多少分娩重くして母子を害するものなり故に胎兒頭蓋の周圍性質又は陣痛の力に注意す可し即ち其頭蓋小く軟かにして臍縫移動し易く且つ陣痛強き時は随分狭き骨盤

にも胎児は通例自然の力にて分娩するものなり此くの如き
 胎児の關係は殊に早産の時にありとす故に産科醫は狭小骨盤
 に屢々人工早産術を施すことあり故に産婆若し妊娠中骨盤の
 狭小なるを知り得たる時は妊婦を産科醫に送り托すべし然る
 に胎児の頭蓋硬くして大なる時は其頭下行せずして骨盤内へ
 確と嵌り込み而して胎児尙生存する時は過大の産瘤を發生す
 此くの如き症に於ては若し産科醫其期に差はず手術を下すに
 あらざれば胎児は久しく強く壓迫せらるゝが爲めに大概は死
 するものなり又全狭小骨盤より分娩したる胎児の頭蓋は長く
 尖りて斜めに壓せられ加之ならず時に由りては凹陷を生じ或
 は裂傷を生じ或は骨の破るゝことあり而して産婦も分娩の甚

だ長さが上に劇しく盡力するが爲め是又遂に害を來すなり即
 ち産婦は漸々力を失ひて子宮腔及び其周圍の部へ焮衝を起し
 次で甚だしき損傷或は壞疽を發し又或は破裂及び孔を生ずる
 ことあり此くの如き症を發したる婦人は多く産褥に死し或は
 膀胱腫脹直腸腫脹を遺すことあり又高度の狭小骨盤即ち最も
 短き徑線僅に六センチメートル或は尙夫よりも短き時は兒頭
 骨盤内へ嵌入することなし何となれば陣痛の力に因りて兒頭
 を小骨盤内へ進入せしむること能はざればなり此くの如き時
 は終に子宮破裂の如き危険を起すものなり

第二百條

産婆若し狭小骨盤の婦人に出會はゞ必ず之を産科醫に托す可し

而して狭小の度中等なれば次に述ぶる時期に醫を招く可し即ち娩出期に至り陣痛劇しく起るも胎兒の頭未だ小骨盤内へ下行せざる時なり又指の若し薦骨岬へ容易に達し得るほど骨盤の狭小なる時は産婆の此症を發見するや否や直に産科醫を招く可し

第二百一條

産科醫の來るまでに産婆は直腸及び膀胱をして排泄せしむることに注意し胎胞は之に反してなるべく保存し又腹帶を解き置くべし其外總て無用の内診をば必ず止め又産婆は産科醫が多分何の手術に由りて分娩せしむるかを推察し是に適當したる産床を用意す可し而して最も適當なるは四脚ありて堅牢なる

高机を部屋の中央へ備へ其机の上に蒲團を疊みて敷き又其上に水の徹さぬもの桐油紙などの類を敷きて産床と爲す可し而して其上に産婦を臥さしむるに陰部の好く現るゝ様にせしむ可し又其頭は枕にて高く爲し足は兩側に立ちたる助手に持たしむ可し但し其右側の助手は即ち産婆自ら之を爲し其外一人をば産婦の頭の方か又は側の方に立たせて其体を保たしめ且つ産婦の体は薄きものにて覆ふ可し又産婦の兩足間部の机の下へ盤を置く可し是手術中流れ出る液を承くる爲めなり右の如き産床は手術には便利なれども本邦風の家屋にては亦爲し得難きものなれば然る時は唯産婦を仰臥せしめ産床及び其周囲を取り片付け以て産科醫の來るを待つ可し

産婆は醫の側に居りて石炭酸ワゼリン機械手拭等を傳送するこ
 とを勤め或は茲に醫者の頭鉗子を使用せんと爲るに方りては
 第一鉗子葉は挿入せし後第二鉗子葉を挿入し終るまで産婆は
 醫の命に従ひ産婦の右側大腿の下にある第一鉗子葉の柄を保
 持すべし又時に由りて産科醫は胎兒頭蓋を開き腦の一部を出
 し然る後分娩せしむることあり而して此の如き手術を行ひた
 るまゝ其胎兒を家族共へ見する時は必ず大に駭くものなれば
 産婆は其小兒の頭を良く洗ひ剥ぎたる皮にて其傷を覆ひ然し
 て後之を示す可し
 骨盤狹小の度甚しきものには胎兒通常の産路を通じて娩出する
 こと會て無し此の如き症に於ては産科醫は産婦の腹と子宮と

を切り開きて其傷口より胎兒及び後産を出すなり此手術を名
 けて帝截術と云ふ手術終れば産婆は産婦を産蓐床に移し産科
 醫の用ひたる機械を清潔に爲し其外總て醫者の用事を達す可
 し

第二百二條

高度の骨盤傾斜第三十五條に於ては時として下向したる兒頭骨
 盤上口へ送入することなし其徴候は薦骨部鞍狀に曲り臀部甚
 しく突出し腔口は後の方へ偏り外陰部は兩上腿の間にあり而
 して腹は前の方へ突出する等なり故に若し下向したる兒頭の
 耻骨軟骨接合の上縁に止まる時は産婆は産婦を前に屈し上腿
 を腹の方へ引き寄せて側臥せしめ兒頭の骨盤腔へ入るを待つ

可し

第二章 子宮の異常状態

第二百三條

子宮の異常状態とは次の如し

- (一) 子宮の収縮異常
 - (二) 子宮頸の形状の異常
 - (三) 子宮位置の異常
- 第一 子宮の収縮異常即ち陣痛異常

〔イ〕陣痛微弱(俗にねむりごし)と云ふ

第二百四條

陣痛微弱とは陣痛弱くして且つ時間短く度数少きものなり而して此陣痛微弱は分娩の始めより終りまで續くことあり或は分娩中暫時發することあり今若し分娩の開口期に之を發すれば子宮口の開くこと甚だ徐々にして分娩甚だ長し又若し分娩の始めに於て陣痛正しく起り娩出期に至り始めて陣痛微弱を發すれば胎兒は更に下行することなし又後産期に陣痛微弱を發すれば胎盤は久しく子宮或は腔中に止まるものなり陣痛微弱は子宮の収縮時間短くして痛み甚だ少く且つ子宮の硬く觸るゝことなきを以て知るなり

第二百五五條

開口期に陣痛微弱を發するも決して害無し然れども娩出期に至るも尙ほ弱き時は分娩頗る長くして産婦は是が爲め勢を失ひて疲れ加之ならず胎兒の頭小骨盤内にあまり長く止まる時は危険なり又後産期に陣痛微弱を發するは殊に危険なり但し後産出たる後も尙ほ一時間は之が爲めに出血を起すものなりとす

第二百六條

陣痛微弱は屢々歳若きもの又は三十歳以上の歳取りたる初産婦に發す其外子宮壁の薄きもの或は子宮壁の病變したるもの或は羊水の量多く又は双胎等にて子宮の甚しく擴張したるもの

及び全身一般に衰弱したるものに發す是即ち病氣の爲め失血の爲め粗食したる爲め頻々分娩したる爲め等に由り衰弱したるものなり其外又精神の感動膀胱内へ大に尿の溜ること腸中に屁氣又は不消化物の溜ること子宮の充血又は焮衝すること等は陣痛の作用を甚しく害するものなり

第二百七條

開口期に陣痛微弱を發せば産婆は産婦によく耐忍する様説諭す可し若し屁氣或は大便秘ありと認めばカミツレ浸へ「チレーフ」油を和したるもの又は石礮にて浣腸を施す可し若し時に由りて産婦よく耐忍せば室内を彼處此處と歩ます可し又列氏三十二度の全身浴を半時間なさしめて其効あること屢々なり又衰

弱したる婦人なれば「ソツブ」薄き「コーヒー」薄き茶、葡萄酒へ水を加たるものなど適宜の量を飲す可し然れども必ず陣痛催進薬を與ふることを禁ず開口期の陣痛微弱なるは胎児に對し胎胞保存しあれば危害なしとす然れども羊水流出したる後は胎児長時間の壓迫の爲め危険を來すものなり故に産婆は胎児の心音に注意し又娩出期に陣痛微弱あるか或は頭蓋位にて胎尿流出する時は産婆は速に産科醫を招く可し

第二百八條

若し後産期に微弱の陣痛を發し且つ出血ある時は第二百九十條を見よ産婆は危険症の第一徴候現るゝや否や直ちに産科醫を招く可し此際には時を移さず速に來診すべきやう醫師に申し

入る可し然れども出血劇くして直にも死に至らんとせる有様なる時は産婆は醫師の來るまで子宮出血を止むるやうに爲すを肝要とす即ち先づ陣痛を起さしめ子宮底を壓して後産を娩出せしむべし然るに後産娩出するも出血尙ほ劇しき時は掌を以て子宮底を輪狀に摩擦す可し此の如く爲すも十分子宮の收縮起らざる時は酢と水と等分のもの或は氷冷の石炭酸水を二「リツテル」一「外」一合餘「イルリガートル」にて腔内へ注射し合せて子宮底を外方より反復摩擦する可し然らば氷又は雪を滿したる囊を下腹へ置き且つ其間斷へず子宮を固持す可し外壓に由り子宮の收縮を催さんとするには腹部を布片例之手拭にて固く巻く可し或は砂囊を置くも可なり而して其砂囊を造るには

先づ中等大の風呂敷中へ八「ポンド」乃至十「ポンド」即ち大約一貫
 目程の砂石を入れ冷水中或は雪中にて良く揉み然る後風呂敷
 の四邊より相互に結びて砂石の漏れざる様に造るべし而して
 此包みたる砂石を蓐婦の子宮底部の上に置く可し又蓐婦の頭
 首は低くなしさて取敢ず手近にある興奮性の飲料「ソップ」赤酒
 「コーヒー」清酒を與ふ可し若し氷又は雪若くは砂石を得難き時
 は反て列氏の三十九度か四十度程攝氏の五十度程の石炭酸温
 湯「トリツタル」一升一合餘の注射を行ふ可し虚弱にして貧血な
 る婦人に用ふれば殊に効あり此温湯注射は氷水より大抵速に
 造ることの出来得るものとす産婆の此の如き法を十五分時間
 或は半時間出血ある毎に反復して行ふ可し萬一産婦卒倒せば

温めたる酢或は葡萄酒にて其前頭部及び顳顬部を洗ひ酢氣を
 嗅せ且つ手の大さの芥子泥を心窩へ十分時間より十五分時間
 ほど張付け尙ほ温めたる「フラチル」にて手足を擦り且つ包み或
 は手足を熱き湯に漬し又搾りたる手拭にて温たむ可し産婆は
 斯くの如く手當をなしながら子宮を斷へず固持して醫師の來
 るを待つ可し

第二百九條

分娩後一時間内に微弱の陣痛を發し頻回容易に出血すること屢
 々あり然る時は産婆は出血止まるも尙ほ數時間子宮を摑みて
 固持す可し若し再び子宮大且つ軟かになりて新に甚だしき失
 血徴候を發したる時は第二百八條に述べたる如き方法を反復

して行ふ可し而して牛乳ソップ又は暖かなる咖啡へ牛乳を加へたるもの新しき卵黄のみにて製したる鶏卵湯少量の葡萄酒等を用ふれば直ちに血液は再び補なはるゝものなり

第二百十條

後産期か或は出産後一時間中に於て第二百六條に述べたる原因の外なる陣痛微弱症を發することあり即ち若し分娩甚長時間に涉り非常に勞苦すれば發す然れども又時に由りては分娩非常に易く且つ速かに終りたる時も亦陣痛微弱症を發することあり以上此の如き時腹壁を外診すれば子宮非常に軟かに且つ大く觸れ而して更に收縮して小くなる様子無し

第二百十一條

子宮口及び腔を通りて血液流出する時は之を名けて外子宮出血(單に外出血といふ)と云ひ又大なる血塊或は後産の子宮口を閉ぢ子宮腔内へ血液の溜ることあり之を名けて内子宮出血(單に内出血といふ)と云ふこの内子宮出血も亦外子宮出血と同様に危険なることある故に産婆は良く之を知らざるべからず即ち若し子宮臍を越えて上へ昇り漸々大を加へ且つ軟かになり加之ならず第二百十二條に述るが如き全身甚だしき失血の諸徴候を發する時は是疑ひも無き内子宮出血なり此の處置も全く外子宮出血の時と同一と知るべし

第二百十二條

劇しく出血したる爲め全身に發する危険の徴候は左の如し患婦

氣力を失ひて不快の心地を訴へ頻りに欠或は大息することを始め目眩み耳鳴り顔面蒼白色となりて手足冷え而して皮膚に冷汗を流し脈搏漸々弱く且つ頻數になり終には之を感じざるに至り加之ならず精神消失して感覺を失ひ尋で全く卒倒するものなり蓋し出血の爲め死に至るものは此の如き卒倒を再三發し夫れより甚しき胸内苦悶呼吸困難搐搦等を發して終に死するなり

〔口〕頻回にして長く持續する陣痛

第二百十三條

陣痛劇くして瀕々且つ長く持續する時は分娩の經過早きに過て返て危険あるものと知る可し即ち産婦は之が爲め自ら興奮し

て全身甚しく發汗戰慄す又頭部へ充血するが爲め時としては人事不省譫語狂躁を發することあり其外此陣痛の爲めには子宮口及び會陰等へも裂傷を生じ或は骨盤廣き時は子宮の下半分骨盤下口まで押され出ることもあるのみならず陰門外までも達することあり斯の如き分娩は産兒を床の上に墜して臍帶を断裂し或は子宮の翻轉症を來たすことあり又産兒分娩したる時は後動もすれば甚しき出血及び虚脱を來すことあり或は又小兒は間々假死して娩出す劇しき陣痛の原因は屢々不適當なる興奮劑等の爲め精神感動の爲め或は熱性病の爲めに神経を興奮せしむるに由りて發するものなり

第二百十四條

往度非常に速に分娩せし婦人に於ては妊娠の末期に至れば其家より遠方へ出さしめず且つ已に陣痛の前兆を發せば直に産床に居て速に産婆の許へ通知する様前以て諭し置く可し而して産婆は此の如き際には産婦を水平に臥せしめ以て陣痛發起を減す産婆は此の如き患婦にはなるたけ診察の度數を減し且つ總て努責するが如き陣痛を發起せしむることを禁ずべし若し又子宮の一部下降したる時は指にて之を納むる様試む可し又産婦甚しく興奮する時は産科醫の診察を乞ふ可し

〔ハ〕 不正の向きに作用する陣痛
第二百十五條

不正の向きに作用する陣痛とは子宮の一部に於て強く收縮して他の所と一様ならざるものを云ふ例へば子宮筋の纖維は子宮底の纖維より強く又子宮内外口の部は子宮筋部より強く收縮するが如し而して最も屢々發する異常收縮は開口期に於ては子宮外口の部に發し後産期に於ては子宮内口の部に發するものなり

第二百十六條

開口期に於て子宮外口部に異常の收縮を發すれば口縁緊張して痛みあり而して陣痛時の痛は切るが如く刺すか如く甚しくして殆ど間斷あること無し而して此開口期は延伸して終に子宮口開くも尙ほ異常に收縮する所は硬き環狀を爲す之を名けて瘻

環と云ふ而して胎兒の身軀を恰も圈を嵌めたる如く縊りて固定す

娩出期に於ては時として子宮の強直症を發することあり然れども此症は正しき陣痛の性を失ひて胎兒を長く持續性に硬く固定する痙攣性陣痛とは全く其質を異にするものなり而して此強直性陣痛は殊に麥角劑を用ひたる後或は等閑にし置きたる横位に際し廻轉術を施し其目的を達せざる時其他狹小骨盤にて娩出期の延伸に涉る時に發す而して此の如き症には産科醫の處置は缺べからざるものなり

第二百十七條

後産期陣痛に於て異常の收縮を發すれば子宮内口の部強く收縮

して已に子宮内面より剥れたる後産も此狹められたる所に鎖れて固定す若し今注意して内診の時臍帯に沿ひて指を送入すれば狭く硬き輪狀の縁を觸れ得べし

第二百十八條

異常の向きに作用する陣痛の原因は大概痙攣に由るものなり故に是を名けて痙攣性陣痛と云ふ而して物事に感し易くして痙攣を發し易き婦人は最も此陣痛に罹り易し又大低は麥角劑の濫用に由て發し或は子宮口を指にて廣げ或は後産を取り出す時亦之を發することあり其外胎兒の位置不正なる時殊に羊水の早く洩れたる時にも發す

第二百十九條

分娩の第二期即ち娩出期に於て若し痙攣性陣痛を發したる時は
 温めたる「フラチル」を下腹へ置きて屢々取り替へ薄き「カミツ」
 浸又は番茶を與へ且つ「カミツ」の灌腸を施す可し此の如き症
 には産婆の全く診察せざるを好しとす或は之を行ふことある
 も成るたけ度々診察す可らず何となれば内診にても外診にて
 も子宮躰に觸るゝ毎に疼を發し痙攣を増すを以てなり若し數
 時間を経るも尙ほ止まざれば速に産科醫に相談す可し若し又
 後産期に於て此陣痛を發すれば産婆は後産を出さんと種々に
 試みることを決して行ふべからず然れども胎兒娩出して一時
 間を過るも尙ほ同様の様子なれば産科醫の診察を受く可し

第二 子宮頸の柔順に開き難き者硬固及び閉鎖

第二百二十條

子宮口の縁時に由りては柔順に開き難くして或は緊張し或は硬
 く厚く不平なることあり此の如き症に於ては陣痛時の痛み劇
 しくして子宮口の開くこと甚だ遅く或は全く開かざることあ
 り又時に由りては子宮口の開き難きが爲め分娩中子宮口縁の
 腫脹することあり其ゆゑは胎兒の頭にて子宮口縁を骨盤壁に
 久しく押付られ或は度々の診察に由りて其部を刺激せらるゝ
 が爲めなり而して其腫脹する所は大概唯子宮口の前の縁のみ
 にあり是特に耻骨に向ひて押付けらるゝに由るなり産婆若し
 此の如き症に出會ひたる時は成るたけ内診を行はざるをよし
 とす繼令已むを得ずして之を行ふも成るたけ和かに扱ひ且つ

産婦を側臥にす可し又温煖にして濕りたるものを以て腹部を
温に包み殊にカミツレ浸を用ゆるを好しとす其他温き飲料を
與へて發汗を催せば大抵其疼痛を減ずるものなりかくて二三
時間過るも子宮口開かざる時は産科醫の診察を受く可し

第二百二十一條

甚だ稀れなる事なれども妊娠中子宮口の密に癒着して唯閉ぢた
る小き窩か或は小き窪起となりて觸るのみの事あり若し産婆
此の如き症に出會たる時産科醫を招く時期を忽せにすれば子
宮は危険なる所に於て破裂す又疎にして軟かなる組織に由り
て子宮口の粘着することあり或は膠汁の如き物に由りて填塞
せらるゝことあり然る時は粘着したる所を指の尖を以て陣痛

時に注意して軽く押し鑿てば是に由りて開くことあるべし

第三 子宮の位置異常

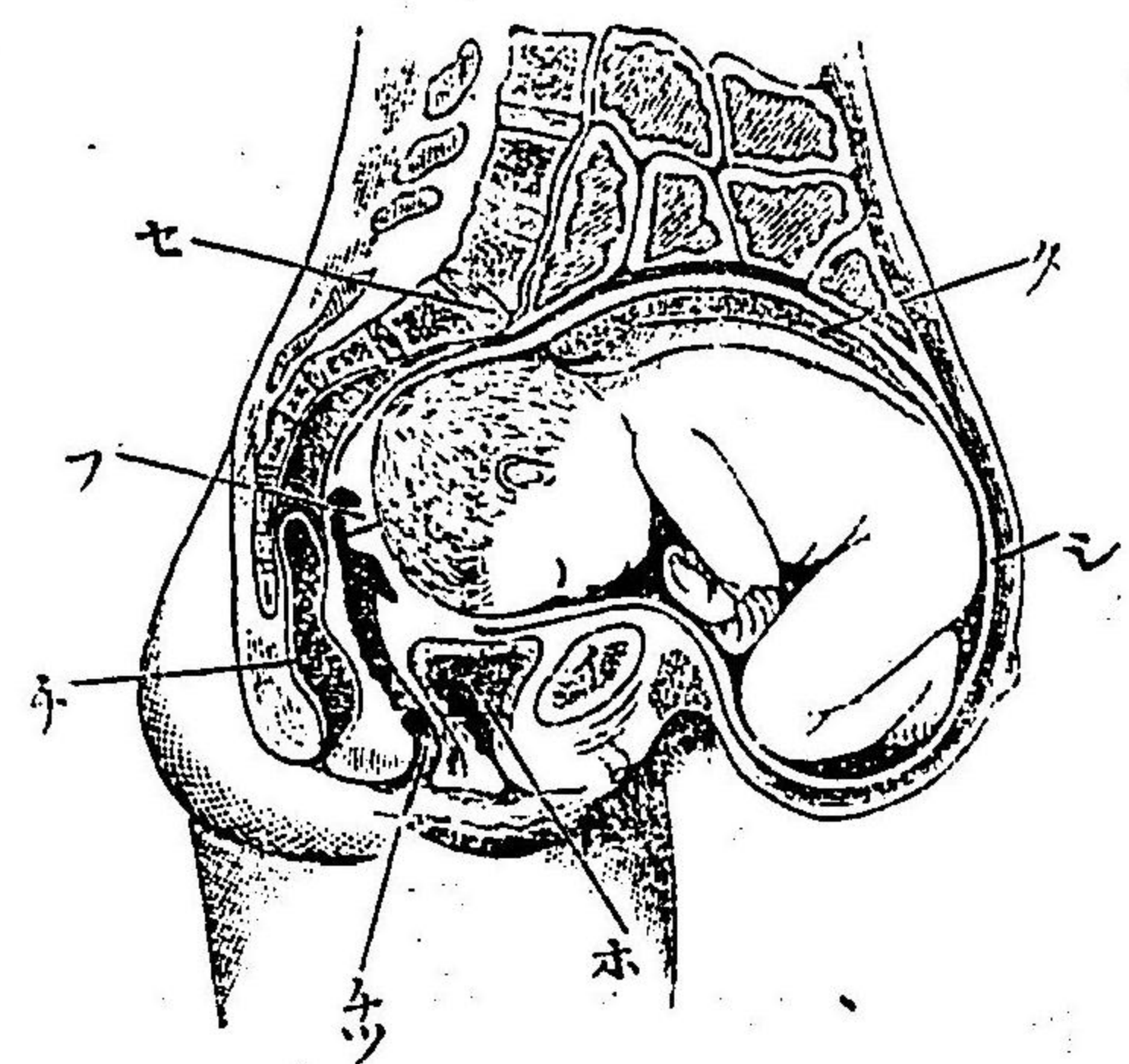
第二百二十二條

子宮の位置異常なるを四種に區別す即ち子宮底の甚しく右に向
くものあり左に向くものあり又甚しく前に向くものあり後に
向くものあり而して子宮口は必ず子宮底と反對の方へ向くも
のなり

右又は左の方へ位置を變じたるものに於ては胎兒の下向部骨盤
上口に入り難し此の如き時は産婦を子宮底の在る方と反對の
方へ臥せしむること要用なり是其重さの爲めに子宮底の中央
へ寄が故なり又前方へ位置を變じたるもの即ち懸腹は概ね狹

小骨盤を有し且つ數回分娩したるものにして腹壁の甚しく弛緩したる婦人に發す而して此の如き婦人は既に妊娠中より適當の腹帶を用しむ可し且つ懸腹の著るしきものは是亦下向すべき兒頭を骨盤上口内へ入れ難し故に産婆は卵膜の未だ破れざる時に於て其腹を

圖九十八第



- 此圖は懸腹なる妊婦を縦に割て其切口を示す
- 〔イ〕耻骨軟骨接合
- 〔ホ〕膀胱
- 〔チ〕直腸
- 〔ク〕胎盤
- 〔タ〕胎盤
- 〔フ〕子宮腔部
- 〔シ〕子宮底部
- 〔セ〕薦骨岬

陣痛の際に宜しく上方へ維持す可し而して此法は仰臥に於ても側臥に於ても行ひ得べし今若し産婦を仰臥せしめたる時は尾低部を少し高くなし上腿を上方へ引寄せしめ而して産婆は陣痛ある毎に子宮底を両手の掌にて上方へ維持す可し是れと同時に尙ほ手拭を腹へ當て其兩端を介者に持せて後の方へ引しむるをよしとす此の如く子宮底を上方へ維持することは下向すべき兒頭或は臀部の骨盤腔内へ入込むまで續で行ふ可し然れども此の如き補助を要す可き懸腹は我邦には甚だ希れなり又後ろの方へ位置を變じたるものは妊娠第三四个月の際子宮小骨盤内に箝頓せられて大危険を發するものなれば必ず醫師に托す可し(第三百十七條を見よ)

第三章 其他の生殖器及び其近接部の異常状態

第一 腔の狭小

第二百二十三條

腔の狭小は大概生來なれども時としては年取りたる婦人の腔の漸々強張して狭小になることあり此の如きものは胎兒の娩出徐々にしてむづかしきものなり而して著しく腔の緊張する爲めに痛を發し又は裂ることあり其外腔の腫瘍に由りて狭小になることあり若し其腫瘍硬く且つ大なれば胎兒の娩出愈々むづかしきものなり又高度の腔の狭小は以前損傷したるもの瘀衝したるもの及び膿潰したるもの、腔壁の一部或は全部癒着したるに由りて發す産婆は總て此の如きものに會したる時は

産科醫を招きて其診察を乞ふ可し

第二 陰部の血腫

第二百二十四條

血腫は分娩中又は分娩後直ちに腔陰唇會陰等の皮下の血管破るゝ時に生ず其流出したる血液は皮下に溜りて漸々暗青色の瓠然たる腫物となる若し此腫物外方へ破るれば或は死す可き出血を來すか或は産褥に於て瘀衝し又は化膿するものなり産婆は暗青色の軟かにして速に生じたるものは必ず血腫と認め腹壓を禁じ急に産科醫を招く可し且つ産婆は醫師の來るまで内出血を止むる爲め冷かなる酢に浸したる清潔の木綿布或は脱脂綿を腫物の上に置き軽く壓す可し若し腫物破れたる時は脱

脂綿にて出血の部を確と壓迫す可し

第三 腔の脱出

第二百二十五條

腔の脱出とは第三百三十八條を見よ分娩中腔壁が青紅色の軟かなるものとなりて兩陰唇の間に突出するなり而して胎兒の娩出する時期には漸々脱出し且つ強く壓せられて倍腫れ上り焮衝を發して甚しきは終に壞疽するものあり産婆は此の如き産婦に會はゞ直に之を産床へ移して腹壓を禁じ且つ腔壁を指にて靜に納む可し又後産娩出したる後も再び脱出すれば注意して是を腔内へ押込み然る後葶中へ久しく靜臥せしむ可し

第四 陰唇の浮腫及び靜脈瘤

第二百二十六條

浮腫を發すれば陰唇は蒼白色となりて一様に腫れ上るものなり其度甚しきものは胎兒の娩出を妨るを以て産科醫を要することあり然れども通例は浮腫の爲めに分娩を妨る程のこと無く且つ産後一兩日を過れば浮腫は自然退くものなり

第二百二十七條

靜脈瘤は陰唇に於て青色なる結節状を爲し若し破開する時には危険なる出血を來すべきものなり此の如き時は産婆は産婦を平臥せしめて腹壓を禁じ且つ冷水と酢とに浸したる布にて被ふ可し若し又靜脈瘤破れたる時は産婆は直ちに酢又は五十倍石炭酸水に浸したる清潔なる木綿布か或は脱脂綿かを出血

の部分へ當て、確と壓し而して醫者の來るまで必ず之を押し付け置く可し

第五

陰裂の狭小にして柔順に開き難き者

會陰の廣くして柔順に開き難き者

第二百二十八條

甚だ狭くして柔順に開き難き陰裂硬き處女膜廣くして柔順に開き難き會陰等は屢々初産婦に於て胎兒の頭娩出し難きか又は軟部を損傷する原因と成ことあり今若し兒頭が骨盤下口に滞在して一時間過るも尙ほ娩出せざる時は猶豫無く醫師を招く可し

第六 膀胱の甚しき膨脹

第二百二十九條

胎兒の頭に由りて膀胱頸を耻骨へ強く壓せらるゝ時は尿の排泄を妨げ爲めに産婦の膀胱非常に膨脹することあり而して其膨脹したる膀胱は耻骨の上に球形に緊張し或は少し波動ある隆起を現はす此の如く尿の充滿する時には必ず陣痛の作用を防ぐ即ち陣痛漸く弱くなりて其作用を失ひ従つて産期長引くなり故に産婆は分娩中産婦の尿を排泄することを忽にす可からず

尿を排泄せしむるには先づ初め産婦の身体を前方へ強く俯ましめて之を試る可し若し此の如く爲すも猶ほ自然に通ぜざる時にはカテーテルを用ひて之を排泄せしむ可し此器械を用ゆる

に最も都合よき位置にせんには産婦を仰臥せしめ膝を屈りて股を開かしむ可し而して産婆は産婦の右側へ坐して左の手の指にて陰唇を尿道口の十分見ゆるまで開く可し尿道口は膣口の直線上にして陰挺の下大凡二センチメートルの所即ち所女膜の縁の所にありさて次に産婆はなるたけ注意して五十倍石炭酸水を浸したる脱脂綿か又は木綿布にて尿道口を清潔に拭ひ然る後前以て煮沸し且つ五十倍石炭酸水中へ浸し置きたる「カテーテル」を注意して尿の流れ出るまで尿道へ挿入す可し且つ産婆は其尿を前以て温めたる平たき器か或は硝子製の尿器へ取り置く可し決して陰部を押し又は「カテーテル」を無理に挿入するが如き粗暴なる取扱を爲すべからず何となれば之が爲

め疼痛出血衝等を起し加之ならず尿道を破壊することあればなり萬一兒頭甚だ下りて「カテーテル」の通り難きことあらば産婆は油を塗りたる二本の指にて注意しつゝ兒頭を壓して膀胱頸より遠ざけ且つ手に持ちたる「カテーテル」の端を強く下げて膀胱内へ達せしむ此の如く爲すも猶ほ「カテーテル」の通りざることあり然る時は産婦を膝肘位置肘と膝とにて匍ふが如き位置を云ふに爲さしめて後の方より試る可し然るに何様に試るも少しも其験なき時は速に産科醫を招く可し

第七 直腸の甚しき膨脹

第二百三十條

硬き大便に由りて直腸の甚しく膨脹したるは小骨盤内を狭めて

胎兒の通過を妨るものなり故に産婆は若し産婦の直腸内に硬き大便の満ちたることを知らば其便の出づるまで何回も灌腸を施す可し又大抵は二指を腔内に挿入し直腸の前壁より徐々に上方より下方へ向け袂送れば硬便出るものなり又時として大便甚硬き時は指に油を塗り直腸内へ送入しこれを鑿出すの必用あることあり

第八 卵巣腫瘍

第二百三十一條

卵巣の腫瘍は腹内に硬き圓形の腫瘍となりて現るゝものなり而して腫瘍若し著しく大なる時は胎兒の下向部の骨盤上口内へ入るを妨げ若し尙ほ小なる時は小骨盤内を狭めて胎兒の通過

を妨ぐ此の際に於ては必ず醫師の施術を要す

〔第二〕 胎兒及び其附屬物の異常の關係に由る

異常の分娩

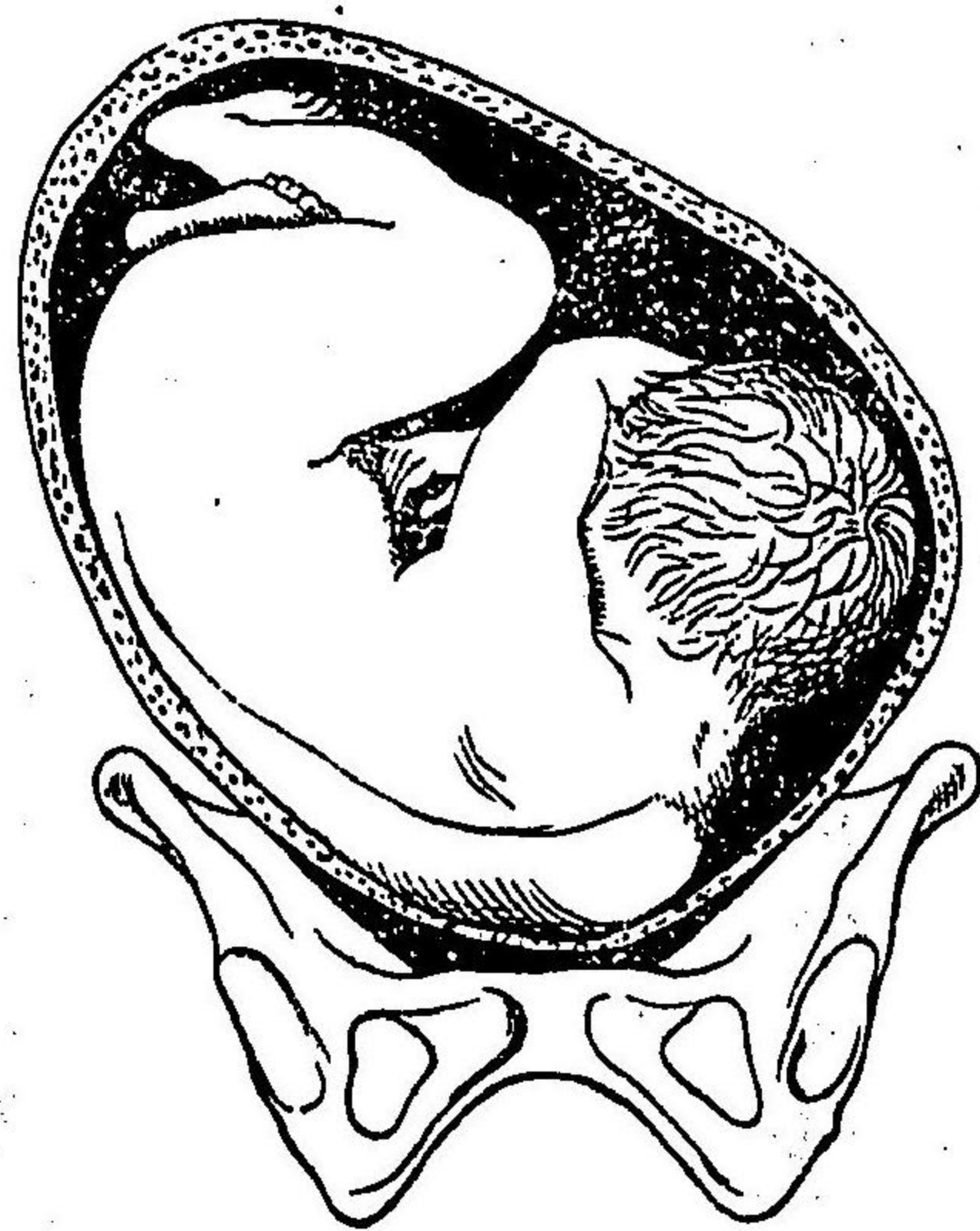
第一章 異常なる胎兒の關係

第一 異常胎位

第二百三十二條

胎兒の異常胎位とは胎兒が子宮内に於て縦に居らざるを云ふ即ち胎兒の向下部は頭部にも臀部にもならずして其軀幹の一部骨盤上口の近き所に位し且つ子宮の一侧に頭ありて其反對側に臀部あり此の如き胎位を横位と名く諸般の横位中最

第九十圖



此圖は胎兒の異常胎位即ち第一横位の第一分類を示す
第一肩胛位の第一分類

も多くあるは肩胛位なり故に卵膜破ぶるれば直ちに上肢を脱出すること屢々なり而して此位置に於ても亦區別して胎兒の背の前方へ向へば第一分類と云ひ後方へ向へば第二分類と云ふ
横位にて背部を下方に向けたるを背位と云ひ腹部を下方に向けたるを腹位と云ふ
兒頭の位置に従て横位を二種に區別す即ち頭の左方にあるものを第一又右方にあるものを第二横位と云ふ
胎兒の異常胎位即ち横位の原因は即ち子宮の幅員非常に廣きか或は斜なる形を爲したるもの子宮及び腹壁の弛緩したるもの

第二百三十三條

殊に頻々次を逐て度々産を爲したるもの羊水の多量なる爲め
子宮の非常に擴張したるもの子宮の位置斜なるもの甚しき懸
腹なるもの子宮の收縮不同なるもの骨盤狭小なるもの胎兒の
運動甚しきもの胎兒の死亡したるもの等なり

第二百三十四條

横位の徴候は左の如し

- (一)腹部及び子宮共に横に廣くして不同に膨脹し而して大概は兩側に於て斜なる向きに大なる二個の突出したるものあり
- (二)胎兒の頭は下腹の一侧に觸れ得べく而して尾底部は相對して他側にあり又第四段の方法に従つて診するも骨盤上口には觸知するものなし

- (三)妊娠の末のみならず時に由りては卵膜の破るゝまで内診に由りて胎兒の下向部に觸れず或は骨盤上口の高き所に於て小さき不定のものに觸るゝことあり

- (四)卵膜の破れたる後初めて先出したる肩を肩胛骨鎖骨肋骨腋窩及び上肢に由りて是を知り得べし

第二百三十五條

成熟胎兒も早熟胎兒も横位にては決して分娩の出來ぬものなり
其下向したる肩は卵膜の破るゝや否や速に骨盤内へ下り時ど
しては骨盤下口まで下れども猶ほ此所に箝頓することあり若
し上肢の脱出したる時は其一部陰門まで垂れ下り胎兒尙ほ生
存すれば其脱出部青紅色に腫れ上るなり而して是より以後は

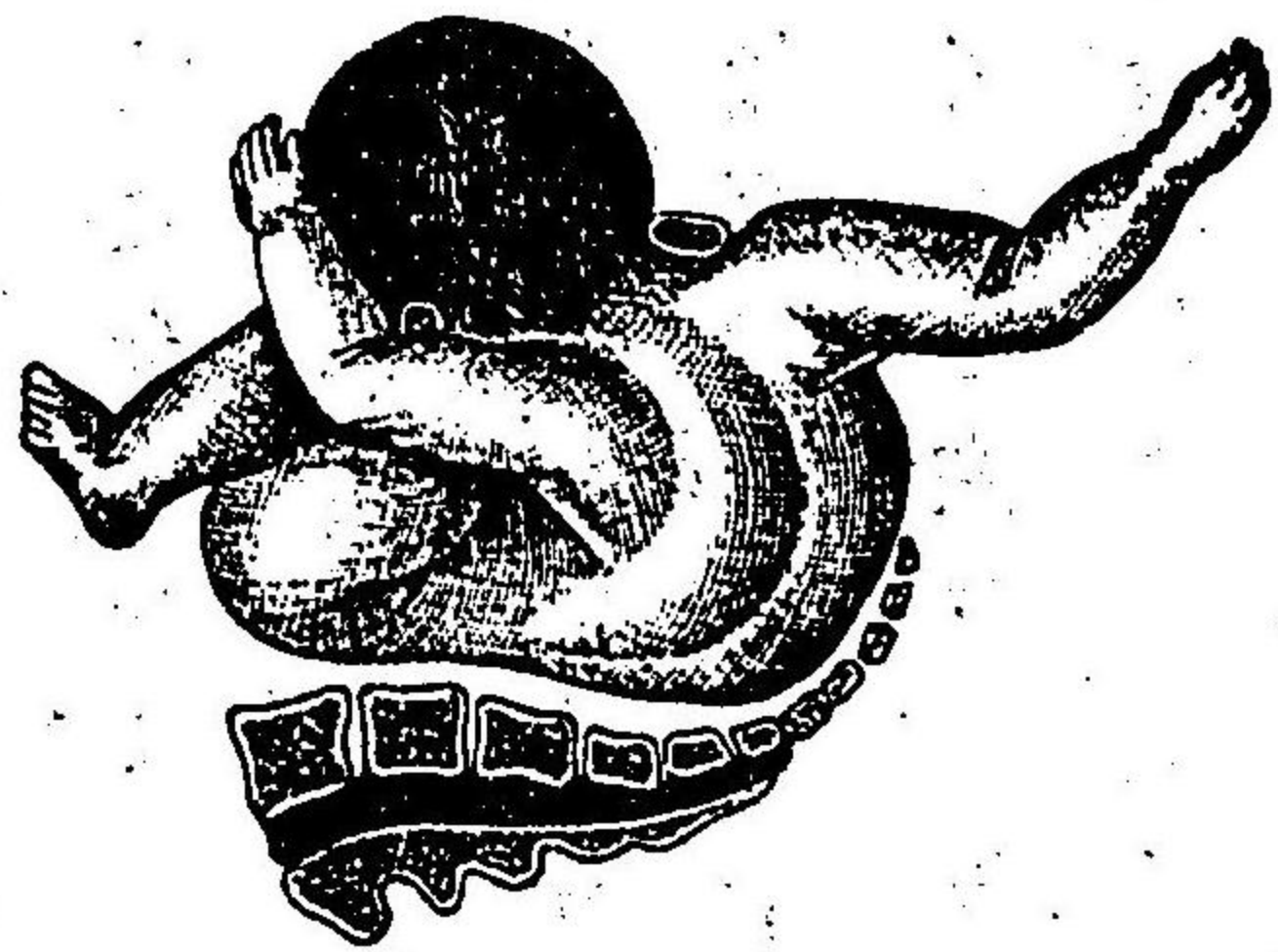
自然の力に由りて胎兒は娩出することあたはずして必ず死するものと知るべし其外子宮及び膀胱壁等甚しく緊引し挫傷せられて終に焮衝を起し或は破裂するなり故に横位は母体に於ても胎兒に於ても甚だ危険なり

第二百三十六條

若し胎兒の不熟にて小く瘦せ且つ胎兒死亡し加之ならず母の骨盤至て廣くして陣痛甚だ強き時のみ自然の力に由りて斜位にて分娩することあり即ち胎兒の曲りたる軀幹は陣痛に由りて二重に屈折せられ臀部は下向したる肩の側方を通り漸々骨盤の後壁に添ふて押し下げられ終に其まゝ陰門を通りて娩出す此の如き分娩を横位の自然産と名く然れども此の如く幸に分

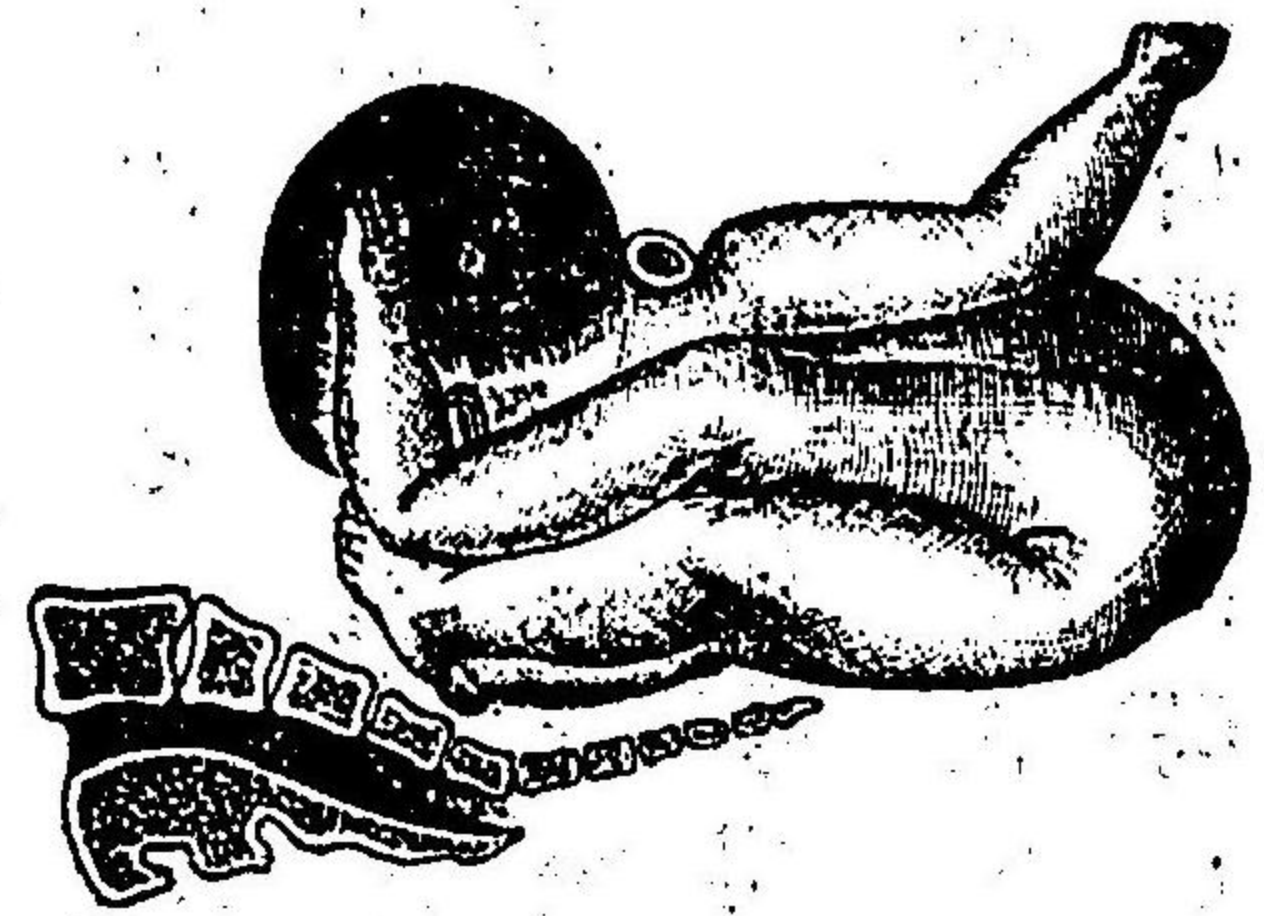
娩するは極めて稀に會することなり第九十一圖及び第九十二圖を見よ

第十九圖



此圖は横位の自然産にして軀幹の二重に屈折したる所を示す

第二十九圖



此圖は上圖の如く屈折したる軀幹伸びて已に臀部の娩出したる所を示す

第二百三十七條

横位は必ず他人の助けに由りて是を縦位に廻轉せざるべからず
而して之を内部より廻轉するは産科醫の職として専ら行ふも
のなり故に産婆若し横位と診断し或は横位の疑ひある胎兒の
時は直様産科醫を招く可し此の如き難産も産科醫が其術を施
すに適宜の時即ち羊水の未だ流出せざる前に廻轉術を施せば
母子とも危険なく分娩を終ることを得るものなれども已に羊
水の流出したる後に至れば子宮一般に胎兒に密接し爲めに廻
轉術を施し難くして痛み強く且つ危険を來し易し故に産婆若
し先出したる胎兒の部を確定せんが爲めに羊水の流出を待て
延引し時機を失ふ時は母子共に甚だ危険なり而して産科醫の

來るまでは産婦を靜に居らしめ且つなるべきだけ羊水の流出
せざる様に注意す可し
産科醫の來る前羊水已に流出し胎兒の上肢腔内へ脱出したる時
は産婆は産婦に腹壓を禁じ且つ其脱出したる上肢を押し込み又
は引出す等のことは決して爲す可からず

第二百三十八條

然れども羊水未だ流出せず且つ胎兒尙ほ骨盤上に移動し易き時
は産婆は外部より廻轉術を試む可し即ち産婆は産婦を仰臥せ
しめ一手を以て胎兒の頭を下方へ他手を以て同時に臀部を上
方へ袪らすべし而して兒頭若し骨盤上口へ來るや否や産婦を
前に頭のありし側の方へ側臥せしめ腹部を稍強く繃帶し且つ

括枕を下に刺込み以て頭の再び側方へ袼れざる様に爲べし而して是より後は自然の経過に委すべきなり

第二 異常の躰狀

第二百二十九條

胎兒の異常躰狀とは下向せる兒頭と共に一手又は兩手の脱出したるものをいふ而して其原因は下向せる頭と子宮壁との間に間隙あるもの胎胞の破裂するに際して脱出すること多し即ち兒頭尙ほ高さ所にあるもの或は羊水の多きものにして殊に産婦の直立したる時と胎兒の小さい時骨盤の廣きもの懸腹のもの等なり又時として卵膜の破るゝ前兒頭の側に於て一手に觸ることあり然れども其破れたる後は必ずしも脱出するものにあ

らずして自ら收藏することあり

骨盤廣きものは此の如く脱出するも通例妨げ無し然れども若し骨盤狭く且つ胎兒大なる時は其頭と手と固く嵌り込みて頭は是より下降することなく胎兒遂に死するなり

第二百四十條

卵膜の破るゝや否や直に兒頭の一側に一手を脱出せば産婆は直に産科醫を招く可し然れども醫師の來診間に合はざる時は産婆自ら其手を復納す可し即ち母の左側に一手脱出したる時は産婆は右手を用ひ母の右側に脱出したる時は左手を用ふべし而して陣痛休歇時に於て産婦の怒責するを禁じ胎兒の手腕關節を固持し骨盤の壁に添へて胎兒の頭を越え胸の方へ轉送し

然る後産婆は指を次の陣痛の起るまで其まゝに置く可し而して胎児の手再び脱出する様子なき時は産婦を手の脱出と反対の方へ側臥せしむ可し此の如く爲すも其手復納せざる時は再び此法を施さず且つ産婦を静かに臥せしめ總て怒責せしめずして尙ほ産科醫を招く可し萬一兒頭の兩側に兩手を脱出したる時は以上述べたる如く先づ一側を復納して後他側を復納すべし又小兒分娩後上肢を運動することなく且つ觸れば痛めるが如き様子をなさば其上肢は骨傷したるか又は脱臼したるかなれば速かに醫師を招きて診察を受く可し
 脱兒の一手若し兒頭の側にある時は大概復納することを要せず何となれば是が爲め分娩を妨ぐることに少ればなり又甚だ稀に

あることなれども胎児の一足頭と共に下行することありて自然直ちに納まらざる時は又産科醫を招く可し而して醫師の來るまで産婦をして手或は足の脱出せざる側へ側臥せしむべし

第三 非常に大なる胎児畸形胎児及び胎児の疾病
 第二百四十一條

非常に大きく過度に發育したる初生兒とは即ち其重さ三千五百グラム(九百三十目)以上にして其長さ五十一センチメートル(一尺六寸八分餘)以上のものをいふ此の如き胎児は頭蓋骨甚だ硬く囟縫已に移動し難き時は其分娩は狭小骨盤の如く困難なり又胎児の非常に大なるものは外診によりては羊水の流出したる後と雖も産婦の腹甚だ大にして硬く胎児の軀幹長く且つ廣く

四百三十一
 其頭大きくして硬く觸るゝなり内診によりては兒頭の周圍は非常に大きくして大小の顛門著しく離れたるを感ずさて子宮口十分に開き羊水已に流出して劇しき陣痛あるも兒頭一時間中に少しも下る模様無き時は産科醫を招く可し
 肩の非常に廣さが爲め其部の分娩するに方りて延引することあり然る時は産婆は第二百一十一條に述べたる順序の如く娩出せしむ可し

第二百四十二條

畸形又は疾病の爲め時として胎兒の軀幹の一部大さを増すことあり而して此類の内最屢々あるものは頭蓋腔内へ水の溜るが爲めに頭の大くなるものなり而して此腦水腫は即ち頭蓋骨著

しく軟かに陥縫及び顛門著しく廣く且つ之に觸れば多少浮然たるに由りて知り得べし又大なる腦水腫は甚しく分娩を妨るのみならず子宮頸及び腔を破裂せしめ易し故に産婆は腦水腫と診断したる時は猶豫無く産科醫を招く可し又稀には腹腔内へ水の溜りたる爲め或は腎臓膀胱肝臓の

第九十三圖

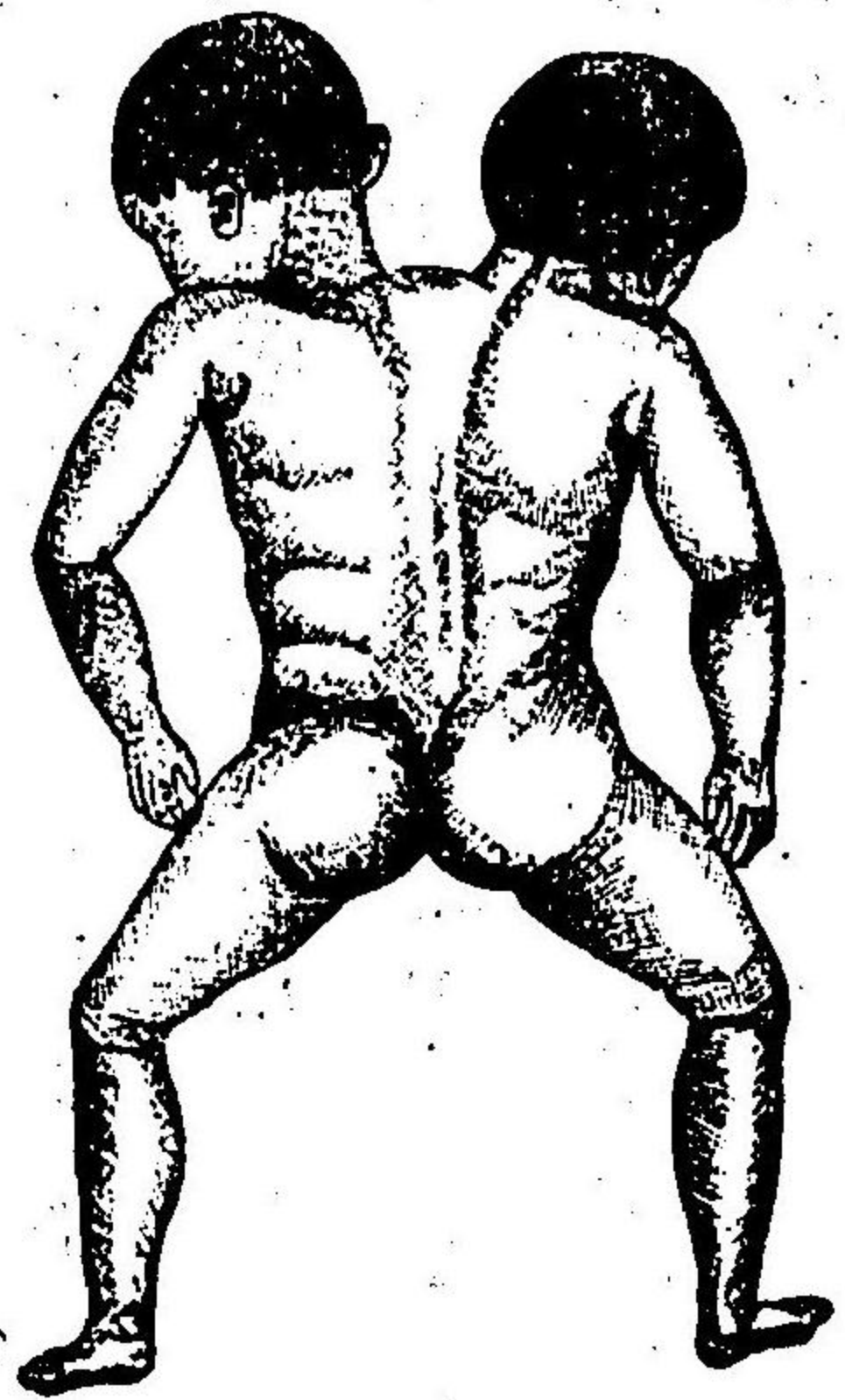


此圖は腦水腫に罹りたる胎兒を示す

病に由りて増大したる爲めに胎兒の腹大になりて娩出困難なることあり即ち肩までは自ら娩出するも軀幹の下半分は少しく力を加へて引くも娩出せざるなり是又産婆は産科醫を招きて之に任すべし

畸形胎兒中二個の胎兒が種々の所に於て癒着して成るものあり是を重複畸形胎兒といふ而して分娩の最も困難なる畸形胎兒は即ち軀幹一個にて頭二個あるもの(第九十四圖を見よ)なり其外二個の胎兒が各々の腹部に於て癒着したるもの(第九十五圖を見よ)或は頭一個にて軀二個あるもの或は手足の數多きもの等なり分娩中畸形胎兒なることを知るには全手を送入して内診せざれば診定すること克はざるものなりさて此の如き重複

第 九 十 四 圖



此圖は軀幹一個にて頭二個ある胎兒を示す

畸形胎兒は幸に通常小くして不熟なるもの故多くは自然の力

第 九 十 五 圖



此圖は二個の胎兒が各々の腹部に於て癒着したるものを示す

に由りて娩出するものなり然れども分娩延引する時は亦必ず産科醫を招く可し

分娩中胎兒の生命に危険なるか
或は已に死亡したるかの徴候

第二百四十三條

産婆は分娩中必ず胎兒の生命に注意して聽診に由りて時々胎兒の生存を認め知る可し

分娩中胎兒の生命に危険を發したる徴候は左の如し

- (一)胎兒の心臓音徐々にして弱く或は不正となる時
- (二)下向せる兒頭に副ひて胎尿の流出したる時
- (三)産瘤の甚だ大なる時

産婆は以上の徴候中一つにても認めたる時は直ちに産科醫を招きて胎兒の生命を救ふことを勉むべし

胎兒已に死亡したる徴候は左の如し

- (一)分娩の際明かに聽き得たる胎兒の心臓音を今注意して聽くも更に是を聽き得ざる時
- (二)胎兒の尾底部下向せる時は其肛門廣く開きて括約筋の弛緩したる時
- (三)會て彈力ありし産瘤の凋みたる時
- (四)脱出せる臍帶に久時脈搏なき時
- (五)胎兒の已に腐敗したる徴候は即ち頭蓋骨非常に動き易くして囁縫の所に於て著しく骨相重り頭蓋の皮膚弛緩して囊狀

に垂下し上皮は容易に剥がれ腐敗したる臭氣を放つ等なり
右の五个條に於て述べたる變化は胎兒が分娩の始まる前已に死
去せし徴候と知るべし

死亡したる胎兒は通常死するや否や直に子宮より排出せらるゝ
ものなり然れども時としては一週間甚しきは數週間子宮内に
留ることもあり

甚稀にあることなれども双胎の一胎は妨らるることなく長く發
育するに他の一胎は早くより枯燥することあり

第二章 卵膜羊水臍帶及び胎盤の異常狀態

第一 卵膜の異常

第二百四十四條

卵膜は甚だ厚きものあり又甚だ薄きものあり其甚だ厚く且つ粘
り強き時は子宮口の十分開きたる後も卵膜緊張して漸々腔内
に降り陰唇の間に現るゝのみならず終に破るゝこと無くして
胎兒分娩す此の如き小兒は産婆速かに指或は臍帶剪にて其閉
ぢたる卵膜を破り小兒に大氣を呼吸せしめざれば直ちに窒息
して死するなり又縱令卵膜破るゝも兒頭の陰門を通過する際
卵膜帽子の如く西洋にて俗に之を幸福の帽子と云ふ頭を包み
て娩出することあり如此際には産婆は之を除去して小兒の鼻

口の卵膜にて蓋はれざる様注意す可し
 卵膜の甚だ薄きものは陣痛始まるや否や子宮口の大に開ざるに
 先だち卵膜早已に破るゝこと屢々あり然る時は羊水漸々流出
 して胎胞を生ずることなし故に子宮口の開くこと甚だ徐にし
 て陣痛の痛み強く且つ早くよりして産瘕を生ず又時として外
 卵膜のみ破れて羊膜と外卵膜の間にある假羊水の流出するこ
 とあり然る時は分娩の尙ほ進みし頃第二の胎胞を生ずるもの
 なり

第二 羊水の異常

第二百四十五條

羊水の量甚だ多きものは子宮を甚だしく擴張するゆゑ妊婦の腹

部軟かにして波動し而して陣痛弱く卵膜緊張せず分娩更に進
 むことなし又胎兒は容易に彼方此方へ移動して下向部骨盤上
 口に固定せざるが故異常の躰位と躰状とを爲し易く而して若
 し羊水急に流出する時は臍帯又は上肢を脱出することあり故
 に破水せんとする時期に於て産婦を決して起坐せしめず必ず
 平臥せしむること肝要なり又子宮口十分に開くも陣痛弱き
 時は人工にて卵膜を破ることあり但し是は胎兒の頭子宮口
 内に下向したることを確と知り得たる後ならでは行ふ可から
 ず

然れども唯産科醫のみ之を行ふを得べし何となれば羊水の流出
 する際に述べたる如き異常の起る時は直様其所置を要する

が爲めなり但し多量の羊水流出したる後には通例は陣痛強くなりて産婦は自ら爽快になるなり
若し羊水の胎尿に由りて緑色を呈すれば胎児の血行妨げられたるか或は今尙ほ妨げられつゝあると知る可し故に此際産婆は胎児の心音を注意して聽分け胎児の安否に最注意す可し

第三 臍帯の異常

〔イ〕 臍帯の下垂及び脱出

第二百四十六條

卵膜未だ破れざる前胎児の下向部の側に臍帯の一部を觸るゝ時は之を臍帯の下垂と云ひ今卵膜破れて臍帯の一部小骨盤内に滑入するか又は膣口の前まで下る時は之を臍帯の脱出と云ふ

此の如き症は胎児の生命甚だ危きものなり何となれば胎児の下向部下行するに従ひ脱出したる臍帯は骨盤の壁或は緊張したる子宮口縁によりて壓せられ之が爲め臍帯血管の血液循環を妨ぐればなり然れども臍帯脱出したる後二三分時間を経て分娩終れば小児は生存し得るものなり

第二百四十七條

子宮の下部を胎児の下向部によりて密に閉ぢざる時は臍帯の下垂及び脱出を起し易し抑臍帯脱出の誘因は人工にて卵膜を破りし時産婦の直立に際し羊水の流出せし時羊水の量甚だ多き時臍帯の甚だ長き時児頭の高き所にある時足位の時斜位の時骨盤上口の狭小なる時胎盤の位置低くして其縁の子宮口に近

き所に臍帯の附着せる時等なり而して骨盤中に於て臍帯の下垂及び脱出を識るは其脈搏と腸管に似たる細長き形とに由りて認むるなり而して産婆は臍帯の脱出を見誤らざる爲めに卵膜の破れたる後直様注意して内診を行ふ可し

第二百四十八條

産婆若し未だ被れざる卵膜中に於て搏動する臍帯に觸たる時は有餘無く産科醫の補助を乞ひ而して其來るまではなるべきだけ卵膜を破らざる様に注意し則ち内診を施さずして産婦を臍帯無き方の傍に側臥せしめ或は臀部を高くなして仰臥せしめ且つ其恕責を禁ず可し若し卵膜破れ臍帯已に脱出し且つ胎兒の頭尙ほ高位なる時は産婆は二三指を以て陣痛時に當り兒頭

を避て臍帯の壓迫を防ぐ可し此の如き場合には亦醫師を招くべきものとす而して已に兒頭の深く骨盤内にありて醫師の入來を待つに暇無き時は産婆は經産婦にのみ次の法を試むべし即ち子宮庭を摩擦して強き陣痛を起さしめ且つ産婦には頻に怒責せしめて以て分娩の速に終る様に勉む可し又産婆初めに來り訪ひし時臍帯脱出して脈搏なく胎兒の心臓音を再三聽くも聞えざる時は胎兒已に死して最早術の施し方無きものと知る可し

〔ロ〕 臍帯の纏絡及び結節

第二百四十九條

胎兒の身軀に臍帯の纏絡することは四五回の分娩中必ず一回は

あることなれば甚だ屢々ありと云ひて可なり此の如く纏結する
る臍帯は通例長きが故に夫が爲め強く引かるゝことは稀なり
且つ此纏結は通例分娩を妨ぐることもなく又母兒を害するこ
ともなきのみならず反て纏結の爲めに臍帯の脱出を妨ぐ場合
間々之あり然るに此纏結固き時は胎兒の下方へ降る際臍帯強
く牽引せられて臍帯血管の血液循環を妨げ以て胎兒の生命を
も危ふす又其纏結に一回なるあり數回なるあり八回まで而し
て頭位に於て最も多きは頸圍なり其外は肩。上肢。軀幹。下肢。等な
り臀位に於ては時として臍帯胎兒の股間に纏ひて恰も其身臍
帯上に騎するが如きことあり

第二百五十條

臍帯の纏結したるは前以て知ること能はず必ず其纏結したる所
に觸れて後始めて知るなり産婆の之を解くには胎兒の頸部に
纏結したる臍帯は徐々に引き弛めて頸を脱し肩の上より解く
時は小兒の娩出するに従ひ臍帯の纏結は自ら扱去らるゝもの
なり又甚だ稀には臍帯の固く纏結して解くこと能はざること
あり然る時は産婆は已むを得ず其臍帯を小兒の頸の所にて切
斷して速かに小兒を出して其出血せる臍帯を確と結紮す可し
若し又骨盤位に於て小兒臍帯に跨る時には其脊の方にある臍
帯を引き臀部を越えて滑らすか或は之れを弛め以て小兒の足
より脱す可し而して此の如き際には醫師を招く時間なきなり
臍帯の眞結節は胎兒の羊水中にて強く運動して輪状をなしたる

臍帶を潜るに由りて出來ものなり而して此結節は大抵緩く且つ一回の結節なれば臍帶中の血行を妨ることなし時としては數回且つ固く結びて終に胎兒の死することあり

〔ハ〕臍帶の過度に短きもの

第二百五十一條

甚だ稀なる事なれども時としては臍帶非常に短くして胎兒の臍直ちに胎盤に近接するものあり凡て成熟胎兒の臍帶を計りて二十五センチメートルに足らざるは則ち短き臍帶と云ふなり今胎兒の下行するに従ひ短き臍帶は牽張せられ従つて血液の循環を妨げらるゝものにして其甚しきは愈劇しく牽張して終に臍帶断裂するか或は胎盤を剝離するものなり然る時は之が

爲めに子宮出血を來し或は劇しき陣痛にて胎兒を娩出する瞬間時に子宮翻轉を起すことあり

第二百五十二條

臍帶甚だ短きが爲めに緊張をなしたるは直ちに之に觸れて後始めて其緊張したるを知るなり今胎兒が臍帶の處まで娩出し來るに其臍帶強く緊張して弛ざる時は産婆は臍帶剪を指にて覆ひて之を腔中に入れて臍帶を小兒の腹より成るべく六センチメートル隔たりたる處に於て切斷す可し此の如くすれば其臍帶は十分結紮するに足るべし若し又胎兒全く娩出したる後始めて臍帶の緊張せるを知りたる時は産婆は小兒を横にして母の腔の前に小兒の腹を接近せしめ茲處にて其臍帶を剪る可し

〔三〕 臍帶の斷裂

第二百五十三條

産婦の直立するに方り胎兒娩出して地上に落とす時は臍帶容易に斷裂す又稀には臍帶の非常に短き胎兒は陰門を通過する時に於て斷裂することあり其尤も稀なるは胎兒猶産路中にある時早く已に斷裂することあり然れども是は全く産婆の未熟より起るものなり蓋し臍帶愈脆く且つ細ければ益々斷裂し易く其斷裂したる所愈臍に近ければ出血益々甚し是時に當つて小兒の生命を救ふには成るべく速かに血を止んことを要する故に産科醫の手を借りて急に胎兒を娩出せしむ可し若し又生れたる小兒の臍帶臍の處に於て斷裂し之を結紮すること

能ざる時は産婆は直ちに其拇指にて出血の處を確と押へ且つ丸めたる木綿布か脱脂綿或は酢又は五十倍石炭酸水を浸したるものにて壓し醫師の來るを待つ可し

臍帶の斷裂は又時として臍帶の畸形に由りて來る即ち臍帶の胎盤に附着せずして卵膜中を潜行するものあり又時として各血管の離れて卵膜中を走るあり而して此の如き血管若し子宮口部を走れば其破裂する際血管斷裂し胎兒死亡する程の出血を來すものなり此の如き症に於ても産科醫は胎兒を速に娩出せしめて之を救ふことの出來るものなれども醫師の此の如き際には間に合ふは稀なるものなり故に産婆は臍帶の脱出と同様の所置を行ふべし

第四 胎盤の異常

(イ) 胎盤の異常剝離

第二百五十四條

妊娠の終り三ヶ月中に於ての胎盤の異常剝離は大概皆子宮出血を發す而して危険の多少は胎盤の位置に關係するものにして胎盤の位置正しく殊に子宮の前壁若しくは後壁の中央にあるものは危険少きも胎盤下方にして子宮内口の所に附着せるものは危険多きものなり

第二百五十五條

胎盤適當の位置にある時は決して之に觸るゝこと能はず而して其一部の剝離するは左の原因に據る即ち妊婦の身軀を甚だし

く動搖すること或は墮胎藥の内腹等なり此の如き時は患者を安靜に平臥せしめて身軀を清涼にし且つ酸味の飲物を與ふべし然るに斯して尙ほ出血止まらざるか或は次第に強きに至らば直ちに産科醫を招く可し

(ロ) 胎盤の異常位置

第二百五十六條

胎盤若し子宮内口に近接し若しくは内口に附着する時は之を異常位置とし名けて前置胎盤といふ而して此前置胎盤は殊に經妊婦に來るものにして妊娠の末期三箇月中に必ず出血を發するものなり何となれば此期に至れば子宮内口開き從て其部に附着せる胎盤の一部剝離するが故なり又時によりては其出血已

に妊娠第八個月に於て始ることあれども通例は之より遲きを常とす其出血始めには弱くして或は止み或は來りて其間不正なれども漸々強くなるものなり而して其陣痛の起るに會へば尤も劇しくなるなり是陣痛の爲めに子宮内口開きて其部に附着せる胎盤漸々剝離するが故にして血液は陣痛毎に走り流るゝなり若し是が療治を怠る時は其出血の爲め分娩中又分娩後にも甚だ危険を起すものなり

第二百五十七條

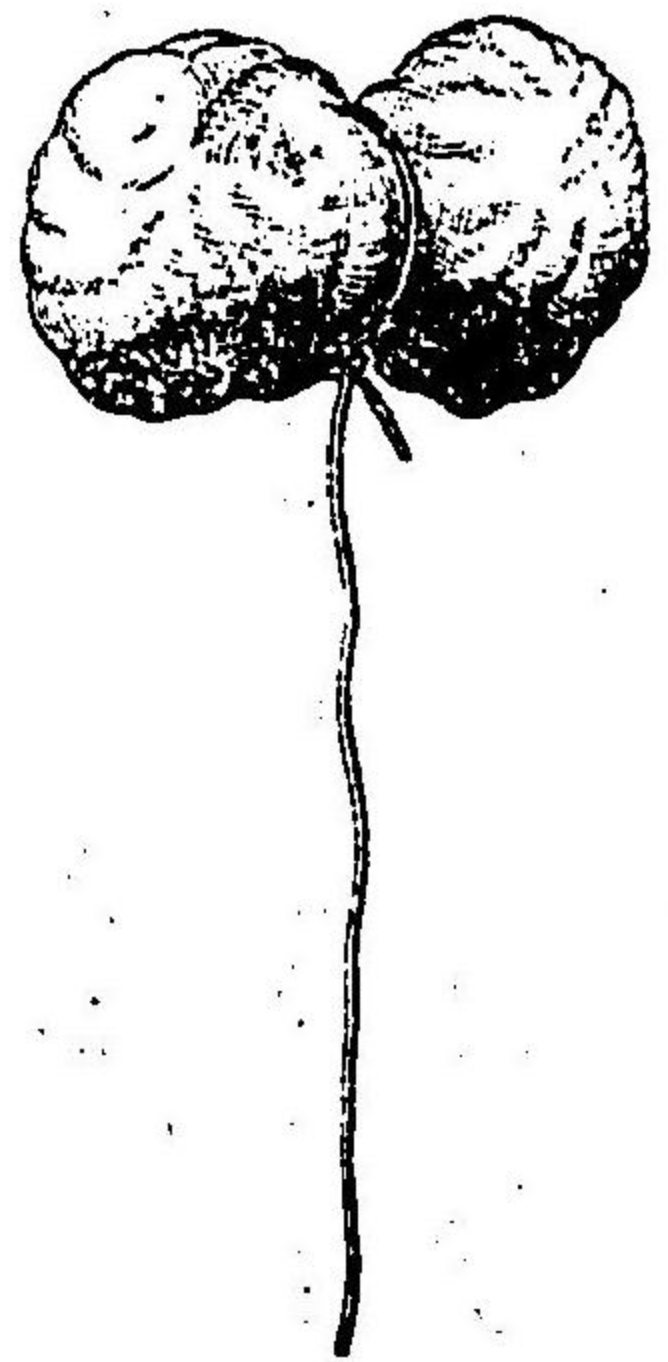
上に述べたる如き出血あれば先づ前置胎盤と假考す可し此時子宮の下半部及び子宮口唇多くは厚く甚だ軟かに觸れ且つ胎兒の向下部は大概觸得ぬものなり然るに指若し子宮口内へ達し

て胎盤の固有なる海綿様組織に觸れたる時は是に於て其前置胎盤たるを確定す可し

第二百五十八條

産婆多少前置胎盤の疑ひあらば直ちに産科醫を招き其來るまでの間は妊婦を横臥せしめて最も安靜にし且つ其身体を清涼にして冷たき飲物を與ふべし若し又出血甚だしく妊婦次第に衰弱して危険の恐れあらば産婆は假りに先づ腔を填塞すべし
陸填塞法其法桃實大の脱脂綿の球(タンボン)

第九十六圖



此圖は脱脂綿にて造りたる填塞球を示す

を作りて丈夫なる長き糸を結び付け之を純粹の酢或は五十倍
 石炭酸水に浸して腔内を満し得る丈け幾個となく堅く送入す
 可し而して之を送入せんとする前も亦綿球を取出したる後も
 必ず五十倍の石炭酸水を以て腔内を良く洗滌す可し
 右の如く爲とも尙ほ出血止ざる時は産婆は次の法を行ふを許さ
 るゝものとす即ち若し子宮口内に卵胞突出しある時は前置せ
 る胎盤の側方に於て卵膜を破る可し其破れたる後尙ほ出血す
 る念慮あれば若し子宮口の上に胎兒の足あれば其一足を握み
 陰裂まで引下すべし然る時は出血大抵止むものなり又胎兒の
 娩出したる後は子宮底の摩擦及び壓迫に由りて成るべく速に
 後産を出す可し

〔第三〕 産婦の損傷、出血及び疾病に由りて發す

る異常分娩

第二百五十九條

産婦及び小兒の生命は次の件々に由りて危険となるなり

〔第一〕 損傷に由るもの

〔イ〕 子宮の破裂

〔ロ〕 腔の破裂

〔ハ〕 會陰の破裂

〔ニ〕 子宮外妊娠に由りて發する損傷

〔第二〕 生殖器出血、鼻出血、肺出血、腸管の出血、破裂したる靜脈瘤の
 出血

〔第三〕疾病に由るもの殊に

〔一〕全身の痙攣

〔二〕過度の嘔吐

〔三〕發熱、痲衝性の病

〔四〕内臓墜脱及び直腸の脱出

〔五〕呼吸困難

〔六〕産婦の假死及び眞死

以上述たる症は大概母胎の生命も胎児の生命も共に危険なるものなり

第一章 子宮腔及び會陰の損傷

〔イ〕子宮の破裂

第二百六十條

分娩の時子宮へ破裂を蒙るは極めて不幸の事なり此破裂の主として子宮の下部に發するは即ち下部の壁は元來最も薄く且つ最も強く膨脹すればなり然れども又他の所にも破裂を生ずることあり而して此破裂の向きと大きさは種々にして甚しきは長さ十五センチメートルに至るものあり又時としては子宮壁に大きな孔を生じて胎兒是より腹腔に出ることあり

第二百六十一條

子宮組織の一部若し薄くなるか又は軟化したる時は強き陣痛の爲己に破裂を起すことあれども主なる原因は則ち非常に大なる脱兒殊に非常に大なる脳水腫狭小なる骨盤骨盤無名線の鋭く突出したるもの産婦の輾轉反側子宮壁の脱兒に密接したる斜位等なり
 困難なる産科手術も子宮破裂を起すことあり

第二百六十二條

子宮の裂けて腹腔に穿孔したる時の悪き發症は其破裂速にして愈々大なれば愈々著しきものなり産婦は子宮の破裂を生ずるも多分は之を感じざれども間々痛みと何か裂けたるが如き心

厚

傷

地とを覺ることあり次で陣痛全く止み全身の摸樣甚だ悪く顔色蒼白になりて漸々疲勞を覺え顔手足共に厥冷し脈搏弱くなりて數を増し終に貧血大衰弱及び卒倒を來すなり又裂孔より腹腔へ出たる胎兒は腹壁より明かに觸れ得べきも其下向したる部分は最早觸るゝこと能はず時としては曾て下向せし部は骨盤上口に在らずして他の部其所に顯るゝことあり又外部の出血は著しからざること或は全く無きこともあり是は血液の腹内へ流出するを以ての故なりさて右に擧るが如き症を發したる産婦は次第に衰弱加り内部出血の爲め直ちに死するか又は産褥中腹膜炎若くは子宮炎の爲めに死するものなり故に産婆若し子宮の破裂を發見するか或は此症を發す可き恐れある

時は先づ産婦を安静に横臥せしめて成るべきだけ速に産科醫を招く可し

〔ロ〕 腔の破裂

第二百六十三條

分娩の時腔のみ破裂することあり又は腔の裂傷に子宮の破裂を兼ねることありされど其原因は子宮破裂と同一にして破裂は諸方の向きに生ずるものなり若し又其破裂腹腔に達することあれば子宮の破裂の如く悪しき症を發すべし又時としては内診に由り破裂したる所に於て腸管を觸れ得ることあるのみならず裂孔より出て外陰部まで下り來ることもあり抑も腔の破裂は子宮破裂の如く速に死を致すものにあらざれども是が爲

め産尊中容易に腹膜炎を起して死すること屢々なり又裂傷幸に治するに及んで其癍痕の爲め屢々非常に腔を狭小になすことありされど腔の粘液膜の裂傷は癒るを以て常とす凡そ是等の裂傷も必ず産科醫の施術を要するものなり

〔ハ〕 會陰の破裂

第二百六十四條

胎兒の頭陰門を通過する時會陰の一部破裂し又は全部破裂すること屢々あり而して會陰破裂を起す可き原因は即ち陰門の狭くして柔順に開き難きもの會陰の硬きもの胎兒の頭大にして硬きもの胎兒の異常軀向なるもの胎兒の肩廣きもの等なり又初産婦に於て兒頭急劇に陰門を通過する時は骨盤外口の軟部

十分擴張すること能はざるが故に會陰破裂を生じ易し又は兒頭の陰門を通過するに方り劇しき陳陣起る時も亦之を生ず其他會陰保護術を誤り行ふに由りて破裂を起すことも間々是あり産婆は分娩後毎回必ず注意して會陰部と外陰部とを檢視すべし

第二百六十五條

唯陰唇繫帶と會陰の皮膚のみ裂けたる輕度の症は別に害無くして直ちに癒ゆ然れども高度の症即ち肛門まで裂けたるもの或は直腸の全壁にまで及びたるものは會陰の諸筋と肛門括約筋とを毀傷せらるゝ故に非常の危険を來すなり此場合に於ては腔の下半分は一條の管を爲さずして下後の方へ開きたる溝を

作り此溝よりして放屁及び大便を不隨意に排泄す而して是より腔及び直腸漸々下垂して遂に脱出症を發し且つ會陰部は斷えず不潔なるが爲めに糜爛又は潰瘍を生ず

第二百六十六條

總て會陰破裂に向ては産婆は醫師を招くことに注意すべし而して創面は必ず密接する様に爲べし又會陰破裂の輕度の症に於て産婆の注意すべきは兩側の創縁互に相密接して相離れざる様なすべきことなり即ち其創面に附着せる血液の凝固したるものあらば之を去りて清潔に創縁を密に相合せ廣き布を取り産婦の膝の上部に於て其兩股を結び之を八日間極めて安靜に臥せしむ可し但し日々陰部を洗滌する時決して創縁の間に及

ぶ可からず何となれば已に創縁の癒着せんとするものを再び分離するが故なり其日々数回の洗滌には五十倍石炭酸水の微温なるものを用ひ而して創縁腫脹したる時には五十倍石炭酸微温水にて罨法を行ふ可し又大便秘利の時は法の如くに注意せんことを要す

會陰破裂の高度の症に於ては人工にて之を縫合するに非ざれば殆ど癒ること無きものゆへ直ちに醫師を招くは産婆の義務なり若し大なる會陰破裂を秘密にして直ちに醫師を招くを怠る時には産婆は重き罰と責とを負ふに到るべし縦ひ一時之を秘密になすとも産婦が自ら會陰と肛門とに裂傷あるを知りて醫師に治療を乞ふ時は少くも兩三日中には必ず露顯するものな

りさて又裂傷より強く出血することあらば産婆は醫師の來るまで其出血の部を脱脂綿或は清潔なる木綿に五十倍石炭酸水を浸し確と壓ふ可し且つ大腿を膝の上にて確と結び置べし

〔三〕 子宮外妊娠により發する損傷

第二百六十七條

子宮外妊娠に由りて最も危険なる損傷を來すことあり元來此妊娠は結實したる卵珠の子宮腔まで達せずして途中に滞在せるか又は腹腔中に入るものなり今卵珠の位置に従つて次の四種に區別す即ち一子宮壁中の妊娠二輸卵管妊娠三卵巢妊娠四腹腔妊娠
通例月經は閉止し乳房腫張して押壓すれば水様の液を泄し白條

線は褐色となり又時としては月經の長く閉止したる後一週間に渡る出血を來すことあり子宮は耻骨の後にありて常より前側方に偏するものにして其傍に球形にして稍軟き即ち押壓すれば疼痛ある腫物あり

第二百六十八條

腫物の中には卵子ありて愈々大きく且つ軟にして血管に富み暫時の間は卵子を匿ひてよく養ひ得るも妊娠の初め一二箇月に至れば卵子を包む被膜破れて妊婦は大概直ちに内部出血又は腹膜炎を起して死するなり又腹腔妊娠に在りては胎兒成熟し得るも分娩すること能はず故に胎兒は早晚死して敗退するを常とす又是によりて其周圍に瘀衝を發して化膿し而して其膿汁

は前腹壁或は腔或は腸へ破れ出づ此破れたる孔より膿汁のみならず胎兒の敗退したる軟部及び支離斷々になりたる骨などを流出して妊婦は大概死するなり希には死亡したる胎兒乾燥して石灰様質のものに包まれ年月長く滞留する石兒と稱する者となることあり今腹腔妊娠にて胎兒死せず成熟するものは其娩出の道無きを以て適宜の時腹壁截開術を施して胎兒を救ふ法あり

第二百六十九條

子宮外妊娠は痛み及び病様の症狀を來すこと多く而して其轉歸は大概不良なり又此妊娠を鑒定するは通例甚だ困難にして最初の月に於ては殆ど鑒定すること能はず

子宮外妊娠にありては産婆は必ず産科醫に托すべし

第二章 生殖器、鼻腔、肺、腸管破裂したる靜脈瘤

よりの出血

第一 子宮よりの出血

第二百七十條

〔イ〕 流産及び早産によりて起る出血

妊婦の生殖器より出血するは皆異常のものと看做すべし是妊婦

も胎兒も唯害を蒙るのみならず甚しきは遂に死を致すものなり

妊娠中生殖器より出血するは往々其部の血管に偶然甚しき充血を起し或は子宮或は陰唇の一部に於て小血管破裂して發するなり而して此充血希には時を定めて發することあるを以て之を無害の月經俗にはなごど云ふと信ずるものあり然れども決して是等の説に迷ふことなく妊娠中の出血は總て注意し殊に甚だしければ必ず充分注意を要すべきものなり

第二百七十一條

妊娠の初め二十八週間に分娩する時は之を流産又は不熟産と云ひて其小兒は未だ生活すること能はず又早産とは妊娠第二

十九週より第三十八週の終までの間に分娩したるものにして胎児は猶未だ全く成熟せずと雖も已に生存し得べきものなり

第二百七十二條

胎兒成熟せざるに先ちて是を娩出せしむる原因に内外の二様あり其内因に屬する者は左の如し

〔第一〕卵子の疾病及び異常の状態なり即ち胎盤の病樣狀態の爲め胎兒を養ふこと能はざる者葡萄狀鬼胎羊水の量多き者臍帶の拗振したる者胎兒の疾病即ち畸形水腫梅毒皮膚病死亡したる胎兒等なり

〔第二〕子宮の疾病即ち子宮組織の硬化子宮壁の腫瘤子宮と其周圍との癒着子宮の異常位置等なり

〔第三〕妊婦の重病にして殊に熱の甚だしき者其外梅毒大衰弱等なり

〔第四〕妊婦の精神感動殊に甚しき驚愕憤怒心勞等なり其外因に屬する者は左の如し

〔第五〕大便の通利極めて困難なる時或は重き荷物を負ひ若くは提擧するが如き總て腹壓を強くする事帶類を堅く締むる事温湯にて座浴又は脚湯する事墮胎藥の服用劇しき下劑房事過度等なり

〔第六〕墜落跳越凹凸なる道の乗車舞蹈騎乘腹部の衝突又は打撲甚しき咳嗽等凡て妊婦の身體を震盪する事

〔第七〕衣服不足にて身體を温むるに足らざるより起る感冒夜中

眠ることなき過度の身軀労働不良の食物による栄養不良即ち飢餓等なり

〔第八〕子宮及び卵子を直ちに侵す可き害例へば妊娠せる子宮の創傷子宮口の刺戟腔内の注射羊水流出す可き程の卵子の損傷なり

以上述べたる原因は數個同時に來るを常とす即ち已に起りたる内因に加ふるに猶外因の來りて益々速かに且つ確然其妊娠の期を全くする能はざるものなり

第二百七十三條

流産の経過は妊娠の時期原因其外不時の諸病に因りて一様ならず而して通常流産は卒然發することなく必ず一定の前兆あり

即ち先づ水の如く粘液の如く又鏽色をなしたる液軀か或は眞の血液かを流出する事腹部に重き物あるが如き不快の感覺疲倦疾病あるが如き外見薦骨部の疼痛尿意頻數時々子宮緊張の如き感覺と俱に引くが如き疼痛等是なり又胎兒已に死したる時には間々反復する惡寒を發し胎兒の運動止み腹部の大さ減少し子宮移動し易くなりて妊婦若し一方へ側臥する時は腹中にて重き物の其側へ傾くが如き感覺ある等なり然れども是等の徴候は胎兒の死後に必ず發すべきものにあらずして死せざる胎兒に發することもあり

第二百七十四條

流産は甚しく時日の延長すること屢々あり然る時は持續せる出

血と全身不快によりて漸く身体を疲勞せしむ抑此の如き時日の延長せる原因は第一には子宮體の發育猶十分發達せざるが故收縮力の薄弱なるに因る事第二には子宮頸管の尙長くして十分軟かならざればなり然れども又容易に且つ速かに經過すること少なしとせず

第二百七十五條

妊娠第十二週間以内の流産は通例卵子其まゝ一度に排出せらる即ち絨毛と凝血とに由り包れたる小囊となりて排出せらる然れども若し子宮口善く開大せざる時は排出の際卵膜の破ること間々あり然る時は先づ羊水のみ流出し次で胎兒は卵膜の碎片と俱に排出せられ卵子の一部は子宮内に殘留して腐敗し

或は再三反復する出血の原因となりて是が爲め子宮の收縮漸々弱くなり終に全く止むに至る而して卵子の殘留せるものは時として數週間或は數月間猶子宮内に止て種々の病を發するのみならず甚しきは死を來たすことあり

第二百七十六條

妊娠第十三週より二十八週の間に流産するものは子宮の收縮力已に強く且つ胎兒小にして軟かなれば大概疼痛無く容易に娩出するなり若し又妊娠第二十四週より三十週の間に胎兒生存分婉する時は能く運動して啼くが如き様子を爲すといへども必ず直ちに死するなり

第二百七十七條

流産は甚だ悪しき結果を爲すこと屢々あり殊に産褥中適當なる攝生法を守らざる婦人に多し謂ゆる悪しき結果とは即ち反復する子宮出血子宮衰弱及び種々の子宮病なり是等の疾病は其婦人終に不妊症を來し或は偶妊娠するも復流産するの原因となるものなり

第二百七十八條

妊婦子宮出血を發して流産の初期ならんとの疑あらば注意して内診を行ふ可し若し子宮大にして軟かに子宮頸消失し其開きたる子宮口内に卵を觸れ且つ陣痛の如き間斷ある疼痛あれば即ち流産の初期と認む可し又總て子宮内より排出せし血液の凝固したるもの及び膜様の碎片は新鮮なる水の中に入れて良

く注意して卵子の一部又は胎兒の一部のあるや否やを検査す可し

唯流産の前兆來りたる時のみ或は之を防ぎ得べし即ち此の如き妊婦は先づ安靜に平臥せしむ可し但し餘り煖かに爲すは宜しからず又凡興奮すべきことを避け且つ消化し易き食物を與ふ可し此場合に在りては何れにも醫師の診察は必要なり

第二百七十九條

流産已に始まると雖も著しき出血無き時は産婆は只其自然の経過に着目す可し決して卵子を取り出さんとする事は行ふ可からず而して固より不熟胎兒には會陰保護術を施すに及ばず但し胎兒尙ほ生存するものには早産兒に行ふ通り爲すべし第

二百八十五條を見よ後産は猶正規分娩の時の如く娩出せしめ
産尊も亦正規産尊の時の如くになすべし又流産後は攝生法を
不用と思ふ婦人多けれども決して然らず此の如き盲信は後に
至り屢々悔ゆることあり慎まざるべからずさて又流産せし婦
人の再び妊娠することあらば産婆は流産の豫防法を醫師に尋
問すべき様妊婦に諭す可し

第二百八十條

流産に甚だしき出血を發して是が爲め脱力し或は發熱する時又
は後産甚だ永く子宮内に留まる時には産婆は直ちに産科醫を
招き而して醫師の來るまでは子宮底を輪狀に摩擦すべし或は
冷水と酢と等分のものに浸したる木綿布を絞りて下腹に罨法

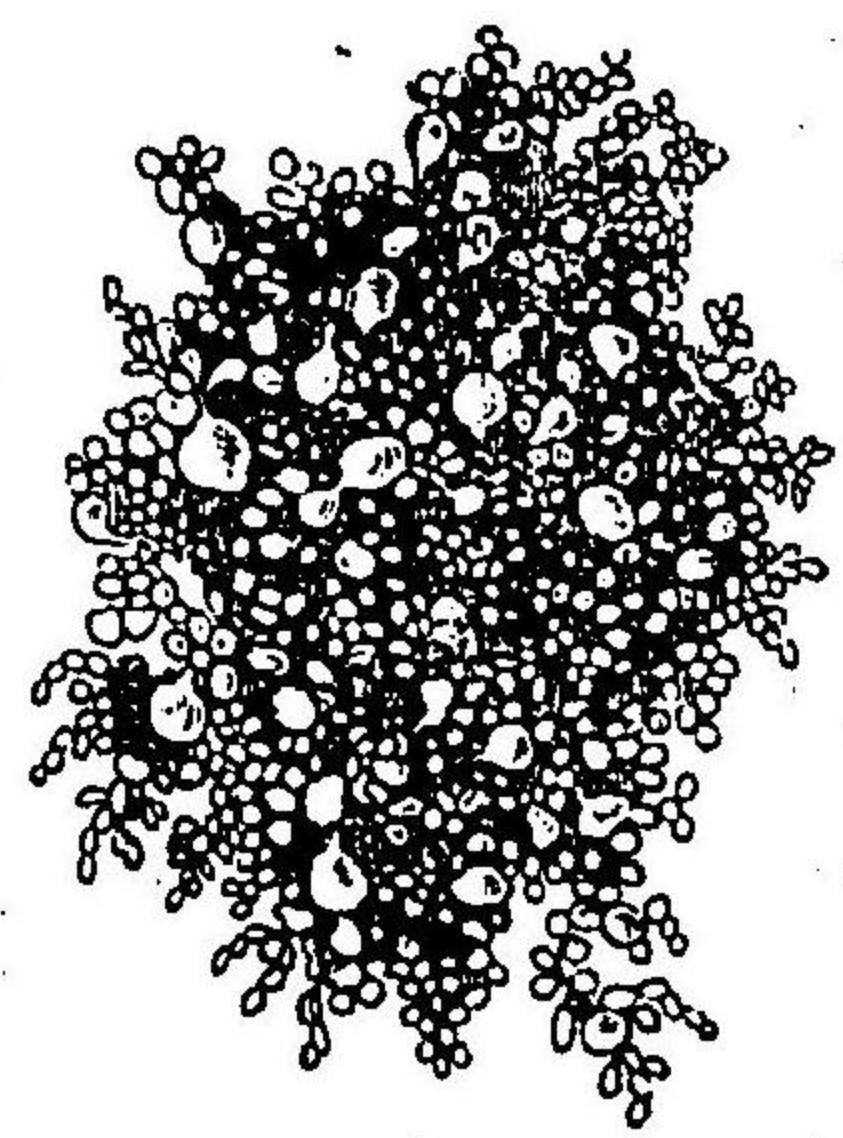
す可し但し罨法は冷氣を失はゞ數々之を取り替ふ可し然れど
も出血尙ほ止まざる時は第二百五十八條に述べたる如く腔の
填塞法を行ふべし

第二百八十一條

卵子若し鬼胎に變性する時は必ず流産を起すものなり鬼胎に二
種類あり即ち一は血液鬼胎なり是は主に血液の凝固せるもの
より成りて其中に死したる卵子あり其卵子は大概胎兒無くし
て不充分なる形を爲したる胎盤のみなり一は葡萄狀鬼胎一名
泡狀鬼胎なり是は外卵膜の絨毛の病にして即ち無色の液體を
含める大小無數の囊胞各々莖を以て相互に連結し其全躰恰も
葡萄果の如き形をなす而して胎兒は其内にありて決して生存

することなきもの
なりさて此葡萄状
鬼胎は甚だ速に生
長繁茂し僅一ヶ月
中にて數ポンド一
「ポンド」は凡そ一斤
に至ることあり子

第九十七圖



此圖は葡萄
状鬼胎の一
部分を示す
ものなり

宮も亦これに應じて非常に大くなるなり然るに之に反して血
液鬼胎は其大なるものも拳子大に過ぎず故に子宮は妊娠第六
ヶ月乃至十二ヶ月の久しきに至るも殆ど變ずることなくして
鬼胎の大きさに適合す

第二百八十二條

鬼胎は妊娠初期數週若しくは數月間に於て斷えず出血すること
屢々なり葡萄状鬼胎にありては前條にいふ如く子宮の大きな
ること著しく且つ速かにして妊婦屢々嘔吐下肢の水氣其外の
諸症を發し且つ出血の爲め容貌蒼白色になりて病者の如く見
え其訴ふる所は下腹の緊張及び壓重等にして全身非常に疲勞
す

第二百八十三條

鬼胎は開きたる子宮口より鬼胎に觸るゝか或は一二の小胞若く
は鬼胎の一片出たる時初めてこれを確信し得るものなり此の
如き時は産婆は直ちに産婦を床上に移し置きて産科醫を招く

可し何となれば鬼胎は流産の如く劇しき出血を起し易ければなり然るに醫師の未だ來らざる内に甚だ危険なる時は宜しく先づ腔を五十倍石炭酸水にて洗滌し後ち腔を栓塞して子宮底を摩擦す可し但し其摩擦は子宮收縮強く發りて硬くなるまで行ふ可し又鬼胎已に分娩するも猶出血劇しき時は酢と水とを等分に和して冷にしたるもの或は冷たる五十倍石炭酸水を腔中へ注射す可し又虚脱にして貧血なる人には列氏の三十九度乃至四十度の温湯を半時間毎に半リツタル乃至一リツタル注射するを妙とす然れども能く其湯の温度を計る可し然らざれば陰部を燒爛せしむることあり

第二百八十四條

早産の経過は妊娠の経過愈々進むに従ひ愈々正規分娩に似るものなり故に其出血も亦正規分娩の際來る出血と同一なれば之が診斷及び治療を行ふも亦同様なり(第二百八十六及び其以下を見よ)

第二百八十五條

妊婦早産を催ふして已に防ぐこと能はざる時は産婆は正規分娩の時の如く取扱ふ可し然れども殊に注意すべきは妊娠の期満たずして分娩せし嬰兒の生命を保存するにあり故に産婆は嬰兒を初浴せしめし後は煖かなる毛布の衣服又は綿の中に包み其周圍に湯煖婆を置く可し然れども餘り熱きに過るは宜しからず若し又小兒の手煖かなれば元より湯煖婆を用ふるに及ば

ず而じて一日二三回づゝ列氏の二十八度攝氏の三十五度の湯に浴せしむるを善しとす其外乳を吸はしむるには永く忍耐して試む可し然して小兒猶乳を吸はざれば母の乳を新に絞り出しなるべく屢々即ち一時間毎に匙にて流し込み且つ旁乳房より直ちに吸はしむることを試むべし又早産したる小兒を初めより牛乳或は他の食物にて養へば殆ど死せざる者なし然れども前に述べたるソックスレト氏の法に従ひ注意して養へば生存するものなり凡そ早産したる小兒は絶えず睡る弊あるゆゑ屢々之を醒して乳を與へざる時は終に餓死するか又は凍死することあり殊に緊要なるは善く睡むる小兒に於ては一日に數回永く且つ強く泣かしむることなり又此の如き小兒の皮膚は猶

甚た軟かなれば決して損傷せしむ可からず其外の取扱ひ法は皆醫師に委す可し

〔ロ〕 正期分娩時の出血

第二百八十六條

開口期並に娩出期に於て子宮より出血するは胎盤の一部子宮内壁より剥れたるに由る此の如き胎盤は子宮下部に附着する前置胎盤なるを常とす即ち第二百五十四條より第二百五十八條までに述べたるが如し

第二百八十七條

正しき處に附着する胎盤にありても亦開口期並に娩出期に於て其一部剥れて出血することあり是即ち卵胞胎胞の著しく下り

たる時か或は臍帯の甚だ短き爲め胎盤を牽引するに由りて發するなり其外時として不正の陣痛及び劇しき腹壓に由りて胎盤の早く剥がるゝことあり但し胎胞の牽引せらるゝ爲め發したる出血は通例羊水の流出すれば則ち止むものなり而して其前置胎盤に由りて發する出血との區別は即ち陣痛休歇時に於ても多量に出血し且つ指を子宮口内へ送入するも胎盤に觸るゝことなし

此出血の際若し胎兒の頭已に骨盤内に進み入らば産婆は已むを得ず胎胞を破る可し又子宮口猶全く開かざる時は直ちに産科醫を招く可し其間は産婦を安靜に平臥せしめ身軀を清涼にし置きリモナーデか或は水に酢を和して飲す可し決して酒類の

如き身軀を熱すべき飲料を與ふべからず若し産科醫の來ること遅引し而して其出血止ざる時は宜しく腔を填塞すべし

第二百八十八條

極めて希なることなれども分娩の際胎盤漸々に剥れて終に全く離れ子宮内壁に沿ひて下降し夫より全く外出して胎兒より先に娩出することあり之を胎盤の脱出と云ふ而して胎兒は胎盤の剥れたる後直ちに分娩せざれば必ず死するなり

第二百八十九條

胎兒分娩の際に方りて出血するは希には子宮及び腔の破裂より來ることあり(第二百六十條より第二百六十三條までを見よ)

第二百九十條

最も屢々ある子宮出血は後産期、娩隨期及び後産娩出後數時間中にはあるものなり故に産婆は能く此時期に於て注意し且つ其處置をなす可し而して之が原因は已に第二百六十條より第二百六十三條まで並に第二百八條に於て述べたる如く子宮の損傷及び子宮衰弱後産の不完全なる剝離及び子宮の翻轉なり

第二百九十一條

後産期に於て胎盤の剝るゝこと十分ならざる時は屢々強き出血を發することあり然れども此出血若し少量なる時は産婆は小兒の娩出したる後猶一時間待て後産期陣痛にて全鉢の剝るゝや否やを窺ふべし而して若し猶未だ剝れざる時は速に醫師を招く可し是時によりて人工にて胎盤を剝すことの必用あるこ

とあり而して其手術は時間を経るに従ひ漸々困難に陥り遂には生命に關ることあればなり抑々胎盤の全鉢或は其一部子宮内に殘留する時は忽ちに腐敗して重症の病を引起すことあり若し又胎盤の剝るゝこと不十分にして出血を兼ねる時は直ちに産科醫に托すべし而して已に延引して危険に立至りたる時は第二百八條に述べたる如き子宮衰弱と同一の處置を施すべし

第二百九十二條

子宮底の子宮口より顯れ出づる症を子宮翻轉症と云ふ其様恰も足袋又は手套を翻轉する如く子宮の内面却つて外方へ翻るなり而して子宮底下垂して腔口より挺出したるは之を名けて全

子宮翻轉症と云ふ子宮底の尙ほ子宮腔内にあるか又は子宮に
 まで翻りたるものを不全子宮翻轉症と云ふ而して子宮翻轉症
 は危険症を來す者なりさて全子宮翻轉症は帶青赤色の圓形な
 る腫物を陰門に顯はし其腫物の表面より出血し又時としては
 其腫物に胎盤猶附着し且つ下腹部は弛緩して空虚になりて子
 宮は殆ど無き者の如き等を以て診斷し得べし而して子宮底の
 腔内にある時は腔は腫物に由りて滿さるゝなり又不全子宮翻
 轉症を知るは至難ものなれども子宮口中に或は高く或は底く
 不平且つ疼痛ある腫物ありて子宮底は上の方より陷凹するを
 以て知り得べしさて又子宮愈々大にして且つ弛緩する時は翻
 轉すること随つて容易なり蓋し翻轉症を最も發し易き原因と

するは即ち後産を娩出せしむる爲め臍帶又は胎盤を引きたる
 こと又臍帶甚だ短くして牽引せらるゝもの或は卵膜の破れざ
 るまゝ胎兒を娩出する時或は産婦直立して分娩する時等なり
 又産婆は産婦の翻轉症を發するや否や直に産科醫を招く可し
 若し延伸すれば産婦は危険症を發すればなり而して醫師の來
 診まで産婆は其出血を減ずる爲め酢又は冷たき五十倍の石炭
 酸水中へ浸したる木綿布を以て壓すべし其他産婦の力を鼓舞
 する様手當を施すべし

第二 分娩中及び分娩後の腔並に
 外陰部よりの出血

第二百九十三條

分娩中及び分娩後に於て腔並に外陰部よりの出血は靜脈瘤若くは動脈管の損傷又は腔若くは陰唇の血腫(第二百二十五條)の破裂(第二百二十七條)を見よ又は會陰破裂の際大血管破裂するに
よりて起るなり

第二百九十四條

此出血に於ては子宮小く且つ堅くなりてあるに拘はらず陰部より多量の血液流出することは是なり靜脈管又は血腫の破裂して流出せる血液は其色黒赤色にして絶えず平等に流出す然れども動脈管の破裂して流出する血液は其色鮮紅にして衝くが如く走り出づるものなり此時産婆は腔管を詳に檢すれば出血の箇所を大抵見出し得べし産婆もし此の如き出血あるに遭はゞ

至急近傍の醫師を迎へ其醫師來るまで産婆は冷かなる五十倍石炭酸水を腔中に注射す可し然して猶止まらざる時は其出血の所を強く壓す可し則ち最も良き法は指にて直に壓することなれども腔を填塞するも亦た可なり填塞の法は木綿布又は脱脂綿を拳大に固く團めて酢或は五十倍石炭酸水に浸し之を腔中に挿みて出血の所を壓し且つ産科醫の來るを待つべし若し此法にて効なき時は清潔の小形なる西洋手拭に五十倍石炭酸水を浸し腔内を填塞し且つ産婦の兩脚を固く結び置く可し而して此際手を以て腹壁の方より能く子宮を握み詳かに之を診して血液の内部に滯留せざる様に注意すべし若し又内出血の徴候顯れ來らば直ちに填塞したるものを取り出し(第二百十一

條に述べたる如く取扱ふべし其外の處置は凡て産科醫に任すべし

第二百九十五條

若し會陰破裂して出血強き時は速に縫合するの必用あれば至急近傍の醫師を迎ふ可し醫師の來るまで産婆は五十倍石炭酸水中に浸したる脱脂綿を以て久しく壓付居て醫師を待つべし

第三 鼻腔、肺、腸管及び靜脈瘤破裂よりの出血

第二百九十六條

分娩中軽度の衄血は害なし然れども萬一産婦之が爲めに衰弱して皮膚蒼白色をなすが如き甚しきに至れば氷冷の水にて産婦の額に巻法し且つ酢及び水を鼻中に吸入せしめ置きて産科醫

を招く可し

咯血咳と共に吐血、食物と共に吐血及び直腸よりの劇し

き出血は殊に危険なるゆゑ直ちに産科醫を招く可し其間産婆は病婦を安靜にし身軀を清涼にし且つ腹壓を禁ずべし

下肢の靜脈瘤破裂したる時は産婆は直ちに其出血せる所を母指

にて壓し酢或は五十倍石炭酸水中に浸したる木綿の球を取りて其上に貼き繃帯にて固く其足を巻く可し但し此繃帯は足の指より上方靜脈瘤を越ゆる所まで巻く可し

下肢の靜脈瘤の破裂を防ぐ爲め下肢を繃帯して固く巻くを良とす

第三章 産婦の疾病

第一 全身の痙攣(子痙)

第二百九十七條

妊婦産婦及び蓐婦は時によりて尤も劇しき全身の痙攣を發することあり之を子痙と云ふ此病は頗る危険なるものにして殊に腎臓炎に罹りたる妊婦の上肢下肢に水氣ありて腫みたるが如き外貌あるに發し易し此の如き妊婦の尿を煮沸すれば大抵甚しき蛋白の涸濁を生ず

第二百九十八條

子痙は大概卒然として不意に發するものなれども時としては前兆として頭痛眼前朦朧四肢非常の疲倦胃部の不快感嘔吐

を發すること等あり而して第一回の發作をなすや病婦は直ちに人事不省に陥り顔を顰め呼吸促進して不正となり口より泡沫を吐き劇しき痙攣を發す其容子は全く癲癇と異なることなし但し此一回の發作は通例數分時間なれども再び反腹し來るを通例とす而して其發作の休憩時間は或は短く或は長くして再び來り或は希に或は劇しく來る且つ其發作に或は弱きことあり或は強きことあり而して其休憩時間と雖も病婦は猶知覺無くして恰も熟睡したるものゝ如し然れども時としては氣力の衰へたる感じ四肢の疼痛殊に屢々噛みたる舌傷の痛みを訴ふることあり又産婦此病を發するも陣痛は依然として持續するを以て産婦死に至らざる限りは知覺無き時に於ても小兒を

娩出するものなりかくて再び治癒する場合に於ては數時間の後或は數日の後に至りて醒覺す然れども病婦は第一回發作以後にありし事は全く知らざるなり

第二百九十九條

子癇に罹りし産婦の大約五分の一は或は發作中に死するか又は其後に死するを常とす小兒も大概は一二發作の後に於て死するものなり若し分娩したる後發作弱くなりて漸々其度數を減じ病婦安眠して煖かなる汗を出し尿中に蛋白なき時は大抵常に治するものなり又時としては子癇後に精神錯亂し或は躁暴となり或は身軀の麻痺を起すことあり

第三百條

此際産婆は成るべく速かに醫師を招き其來るまでは善く注意して病婦を取扱ふ可し即ち他の力ありて物事を悟り易き人の助けを以て患者を保護して痙攣の爲めに頭手足などを固き物軀に打ち付けざるやう若し又臥臺なれば是より落ちざるやう注意す可し又痙攣の發作中之を鎮めんが爲め腕力を出して無理をなし其固く握りたる指など強ひて解かんとするが如きは却つて害あり又舌を保護するには木綿布を匙の柄に巻き靜かに齒の間へ挿入す可し其他終始頭を氷水の罨法にて冷し室中の大氣を清潔になして暖に過ぎざるをよしとす又胎兒の娩出に善く注意し或は全く或は半ば娩出せし小兒を母の股間に於て損傷せざる様注意すべし

第二 過度の嘔吐

第三百一 條

産婦の嘔吐するもの多くあれども通例は之が爲めに反て爽快を覺ゆ然れども其嘔吐劇しければ遂に母子共に害を受けることあるゆゑ産婆は速かに醫師を招き而して其未だ來らざる間は微温の「カミツ」煎に「オレーフ」油を和して洗腸を施す可し又時としては二三茶匙の「コーヒー」へ一二滴の橙汁を加へ與へて嘔吐の止ることあり然れども食物又は他の飲物を暫時の間與ふ可らず縱令患者之を望むとも決して聽すことなかれ些少の飯食物たりとも之を與ふれば再び嘔吐を催すものなり

第三 熱性病

第三百二 條

妊婦若し疾病に罹る時は不時に分娩を來すことあり或は又分娩の時に及びて始めて疾病に罹ることあり而して殊に熱性病に罹り易し但し熱性病は脈搏頻數に去て体温上昇し頻渴劇しく呼吸促しく氣力減じ疲倦甚だしく全身不快を感じる等に由りて是を知る此場合に於ては産婆は病婦に向て産科醫を招かんことを要求し其來るまでは適宜の位置を取らしめて其周圍を安靜にし且つ其外の看護法を施し以て産婦の病苦を輕快ならしむ可し

第四 腹部内臟墜脱及び直腸脱出

第三百三 條

前腹壁の皮膚の下に於て外方より見る能はざる孔五個あり即ち
 臍輪二個の鼠蹊輪及び二個の股輪なり而して此五孔は健康の
 人に於ては頗る狭小なるゆゑ腹中の内臓之より延び出づるこ
 とを得ず然れども此孔又は腹壁の謂はゆる白條なる者疾病の
 爲めに廣張すること往々あり然る時は腸管又は網膜の一部之
 より脱出し爲めに其所に於て皮下に軟かなる腫瘤を生ず之を
 墜脱と云ふ而して其生ずる所に從ひて臍墜脱鼠蹊墜脱股墜脱
 腹墜脱の名あり凡て墜脱ある人は醫師の撰びたる適當の墜脱
 帶を用ひて之を常に壓定支持して大便の通利も妨害せらるゝ
 こと又歩行にも妨げなき様爲す可し然らざれば内臓の箝頓す
 る憂ひあり箝頓とは即ち脱出したる腸管が其孔に於て堅く絞

られ爲めに焮衝を發し且つ壞疽して極めて危険となるものな
 り而して腸脱の箝頓したるは左の徴候によりて知る可し即ち
 墜脱に痛みを發して再び復位し難く之に加ふるに嘔吐を以て
 する等なり

第三百四條

分娩の時腹壓を始むれば内臓は容易に墜脱孔より脱出して遂に
 箝頓することあり故に此箝頓を防ぐ爲めに分娩の始めより産
 婦を平臥せしめ而して分娩の終るまで陣痛ある毎に指にて墜
 脱孔を壓し且つ怒積せしむることを禁ず可し然れども若し墜
 脱に疼痛を發し箝頓の徴候を顯さば直ちに醫師を招く可し

第三百五條

直腸脱出し易き産婦の分娩中は之を側臥せしむるを最も適當の位置となす而して産婆は腹壓を禁じ置き二本の指へ石炭酸ワセリンを塗り其脱出したる腸を徐かに復位せしめ其上に球形に製りたる綿を當て脱脂綿にて支ふべし若し脱出したる腸に疼痛を發したらんには速かに産科醫を招く可し

第五 呼吸困難

第三百六條

呼吸困難は次の病あるものに發す即ち肺臓心臓の疾病又は腫瘍殊に甲狀腺腫の如きもの其外水液の潴留脊推の屈曲によりて肺臓心臓を壓迫せらるゝ時等なり此病症あるものは妊娠第十ヶ月殊に分娩時に於て呼吸困難愈々劇しくなり殆ど窒息の危

険を起すもの屢々あり此の如き婦人の呼吸困難を輕快ならしむるには身軀の上部を高くし或は坐位せしめ而して室内の大氣を清淨新鮮になし且つ寒暖を適宜の溫度になす可し凡て分娩の時呼吸困難劇しくなれば産婦は非常に苦悶して顔色青赤色になりて將に窒息せんとす斯る時は産婆は直ちに産科醫を招く可し

第六 産婦の假死及び眞死

第三百七條

妊婦産婦並に尊婦は時として殆ど死せるものゝ如くなりて僅かに生命の痕迹を留め唯醫師のみ之が未死を發見し得るの有様をなすことあり此の如き婦人は身軀の運動更に無く呼吸殆ど

絶え身軀冷却し心臓の鼓動及び脈搏に觸知し得べからざるなり然れども醫師は時として猶之が生命を救ひ得ることあれば速かに之を招きて其救治を乞ふべし但し夫れまでの間は産婆は假死したるもの、傍に居り患婦をして身軀の上部を高くにして靜かに蓐中に置き室内の大氣を新鮮に其溫度を列氏の十五度攝氏の十九度にす可し此の如き婦人をば醫師の來る前に決して死者と見做して取扱ふ可からず

第三百八條

患婦若し眞死せし時は産婆は醫師の來るまでは死軀を蓐中に置きて之を衛る可し此時産科醫は妊婦又は産婦の腹中にある胎兒猶生存するか或は生存し得べきものと認めたる時は之を挽

出せしめて其生命を救ふを務めとす

第二編

妊婦、產婦及び其外婦人の疾病並に小兒の疾病

第一章 妊婦の疾病

第一 嘔吐

第三百九條

妊婦の悪心嘔吐は妊娠の初期殊に早朝空腹の時に發するものにして頗る煩はしきものなれども一定の度に至るまでは決して害あること無し此の如き妊婦は適宜に生活せしめ其好まざる食物及び飲物を避けて嘔吐せざる物のみを食せしむべし其外窮屈なる衣服を禁じ日々新鮮なる大氣中に於て運動せしむる

ことを要す若し便秘するものには産婆は「カミツレ」浸へ「オレ」フ「油」と石鹼とを加へて洗腸を行ふべし然れども嘔吐非常に烈しくして其食するもの皆吐出するに至らば速に醫師の診察を受くべし然らざる時は終に血を吐き或は發熱するものあり然るときは多くは死に至るものなり

第二 便秘

第三百十條

妊婦の便秘は間あることなり便秘は必ず風氣を醸し腸管膨大し骨盤の血管中に血液鬱積し肛門に靜脈瘤を生じ血液頭部に逆上して睡眠不安となるが如き症を發す故に此の如き場合には適當の運動をなし殊に朝空腹の時と夕方とに勉めて清水を飲

み食物には新鮮にして煮たる果物野菜類を進め且つ消化悪しく便秘し易き食物を避け又日々洗腸を行ふべし若し以上述べたる如く施し行ふも尙通利無き時は醫師に就て相談す可し

第三 下痢

第三百十一條

下痢は通例感冒或は飲食の不攝生より發す故に産婆は此の如き妊婦には「フラチル」の腹帶を施し足を煖かにし葛湯或は米粥汁の如き粘滑の温かなる飲物及び輕き食物を與ふべし野菜果物等は決して與ふ可からず若し下痢一兩日中にして尙ほ止まらざる時は醫師の命に従ふ可し

第四 利尿の困難

第三百十二條

妊婦は屢々利尿の時疼痛を發して尿意頻數となり或は尿閉を起して全く尿を利する能はざることあり而して其尿意頻數のものには安靜なる位置を命じて温かなる牛乳又は亞麻仁煎或は「アルテア」根煎の飲物を與ふ可し若し又尿閉したる時には先づ「カテーテル」にて尿を洩し而して醫師に診察を受くべし最も困難なるは尿の不隨意に排出することなり其量或は多き時もあり或は少なき時もあり多くは嘔吐咳嗽笑噓の如き身軀の震盪にて突くが如く射出す此如き症には先づ妊婦を安靜になし而して清淨の微温湯を以て屢々陰部を洗滌せしむれば稍輕快を得べし

第五 浮腫

第三百十三條

浮腫は妊娠せる子宮の骨盤血管を壓して生ずるもの多しとす然れども時としては重病の徴候となりて來ることあり其腫脹したる所は色白くなりて光澤を呈し指にて壓すれば暫時の間淺き窩を留むべし今足踝のみに少しく浮腫あるものには煖かにして廣く便利なる足袋を着しむるを以て足れりとす然れども下肢の浮腫陰部に及び腹部に達して歩行を妨ぐるに至らば常に下肢を伸して臥せしめ且つ足の尖より上の方へかけフラキル繃帯にて之を巻き而して陰唇の浮腫は微温湯を以て罨法を施す可し又全身に著しき浮腫を發し頭痛を起すものは全身の

痙攣を來すの恐あれば第二百九十七條より第三百條を見よ必ず醫師の診察を受く可し

第六 靜脈瘤

第三百十四條

靜脈瘤は靜脈管の甚だしく擴張したるものなり其最も屢々發する所は上腿足踝腓腸部膝窩陰唇等にして其生じたる所は常に青色の凹凸不平の外見を呈し之に觸るれば軟かにして壓に應ずるか又は往々結節狀にして固きことあり此物身軀の運動に由りて灼くが如き感覺と痛みある緊張を發す又時としては靜脈瘤極めて大にして其上の皮膚頗る薄くなり遂に破れて危険の出血を來すことあり然れども本邦に於ては極めて希なる

ことなり此靜脈瘤の甚だしき膨大と其破損と其痛みある緊張
とを輕快ならしむるには善く密着せる様に繃帯を巻くか或は
護謨製の沓下又は脚絆を以て確と其部を巻きて其上より通常
の沓下を穿つべし其外長く立つこと長く腰掛くること長く歩
行すること甚だしく身軀を運動することは皆避けて爲すべか
らず又足袋及び沓の紐を強く結び或は靜脈瘤を物に衝き當て
或は壓し或は搔く等は決して爲す可からず萬一靜脈瘤に疼痛
を發して赤色となることあらば直に妊婦を平臥せしめて疼痛
と赤色との退きたる後尙ほ數日間安靜に爲して冷水の罨法を
行ふ可し但し又靜脈瘤破裂せし時の處置は已に第二百九十六
條と第二百二十五條に述べたれば之を見合すべし又靜脈瘤は

分娩後直に自然治癒するものなり

第七 陰部より粘液濃汁水液の流出する症

〔俗にしらち又はこしけと云ふ〕

第三百十五條

妊娠せざる婦人の陰部より粘液及び膿汁を流出する症は第三百
三十二條に述べんとす今此所に述ぶるは妊婦にして粘液及び
膿汁を多量に流出するものあり若し腔粘膜の恰も沙粒を散布
せるが如く感ずるときは其分泌物多くは帶黃綠色にして劇し
き腐蝕性を帯びて傳染し易し故に産婆は此の如き患婦に遇は
ば速かに之を醫師の許に送る可し

妊娠中或は時を定めず反復して透明の水液を流出し一回毎に盡

に一盃程づゝ分泌することあり此水液の流出は即ち假羊水にして疾病ある子宮より出るものなり此症は早産を來すの恐れあれば産婆は早く醫師に相談す可し

第八 子宮及び陰の脱出症

第三百十六條

子宮脱出症(第三百三十八條を見よ)は妊娠第四个月に至れば通例自然に癒るものなり是は子宮の増大する爲め小骨盤より大骨盤に壓昇せらるゝがゆえなり然れども時としては妊娠せる子宮の深く沈降して非常の困難を來し大小便の通利を妨げ焮衝を發し終には流産を來すことあり若し産婆妊娠の前半期に於て子宮脱出を認知したる時は妊婦をして先づ大便と小便とを

排泄し且つ其臀部を高くして平臥又は側臥せしめ其脱出の再び復位するまでは安靜に臥して日々の便通を容易ならしむる様注意す可し若し其後再び起居する時には身軀の運動に注意し決して劇しき業を取らしむ可からずさて又脱出したる子宮萬一直ちに復位せざるか又は妊娠の後半期に至り脱出したる時は産婆は速かに産科醫を招き而して其來るまでの間は患者を平臥せしむ可し

陰の脱出は歩行の際殊に困難を起すものなれば産婆は時々患婦を平臥せしめ劇しき業を爲さしめず且つ新鮮なる冷水にて屢々陰部を洗滌せしむ可し

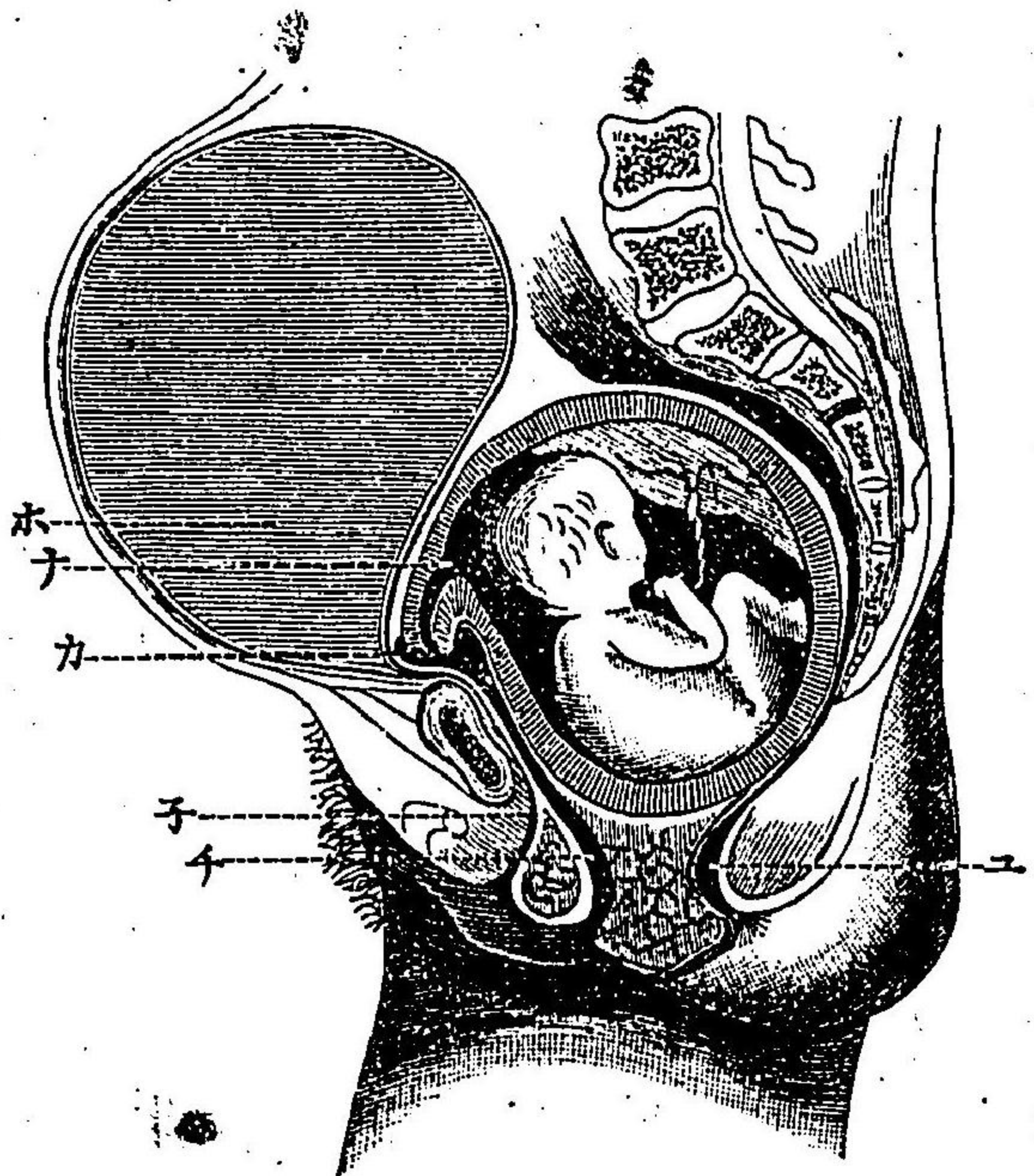
第九 子宮後屈症

第三百十七條

子宮後屈症に於ては子宮体は薦骨の陷凹面に沈降し子宮頸は骨盤前壁に向ひて上昇す故に最も高度の後屈症に在ては後方にある子宮底は前方にある子宮口よりも却て下の方にあるものなり此症は大概妊娠前より已に存するものなれども時としては妊娠第三四ヶ月頃乃ち子宮の小骨盤より大骨盤に昇る時に至り始めて起ることあり既に妊娠第四ヶ月後に至れば子宮膨大して通常の關係に於ては最早小骨盤内へ沈降すること無し然れども骨盤の廣くして其傾斜の度少きもの及び軟部の甚だしく弛緩したるものは此後屈症を發し易し抑此症を起すべき原因は則ち重き物を舉げ或は重き抽斗を抽き或は秘結した

る大便を通利し或は洗濯物など竿に掛んとして無理に身體を延すが如き腹壓を強くすると又は後邊へ轉倒し或は小便を永

第九十八圖



此圖は後屈したる妊娠子宮の傾斜症を發せしものを示す
 (子) 子宮
 (カ) 子宮外口
 (子) 尿道
 (子) 子宮内口
 (ホ) 膀胱
 (三) 直腸

く堪へて膀胱甚だしく充滿するが如き事等なり夫れ後屈症を發する時は子宮底は直腸を壓し子宮頸は膀胱を壓するが故に便秘と尿閉とを起し加之ならず子宮漸々膨大して終には危険なる箱頓症を來すものなり

故に産婆は妊娠中後屈症殊に其箱頓症を早く認知すること甚だ必要なり即ち妊娠第三四ヶ月頃全く尿閉して兼て骨盤内に煩悶なる充滿と壓迫との感覺を起したるものは必ず子宮の箱頓したるものと疑ふ可し之を内診すれば骨盤腔の後方に軟かなる腫物ありて腔の後壁を壓し下げたるを觸知し而して子宮頸と子宮口とは骨盤前壁に接近して探り求むることの困難なるのみならず後屈の度甚だしきものは時としては子宮口非常に

高く耻骨の上に在りて指の決して達せざることあり之を外診するに間々妊婦の腹部非常に強く緊張す是膀胱と腸管との充滿したるに由つてなり

産婆若し妊娠せる子宮の箱頓したるものを認知せば直ちに産科醫を招くべきこと勿論なれども其未だ來らざる内妊婦尿閉に由りて起る苦痛あらは産婆は其蓄積せる尿を排泄せしむることを試みるべし即ち先づ妊婦を膝位又は側位になし而して示指と中指とを以て子宮頸を膀胱頸より離せば通常其蓄積せる尿の些少なりとも流出することあるものなり然れども此の如き時に「カテーテル」を送入するは甚だ困難にして且つ危険なるものなれば産婆は之を用ふべからず既に尿を洩したる後は妊

婦を腹臥又は側臥になし其餘の處置は産科醫の行ふ所に任す
べきなり

第十 卒倒

第三百十八條

妊婦は時として卒倒することあり即ち卒然に皮膚蒼白色となり
四肢厥冷して五官機能を失すること短きも數分時長きは十五
分時以上に至ることあり其原因は身軀を壓搾して血行を害す
る事殊に帯又は狭き洋服にて胸部を締むる事芝居、舞踏、寄席會
場、寺院等の如き閉込めたる室内に在て多人數の呼吸により汚
穢になりし大氣中に長座する事其外精神の感動する事身邊周
圍の極めて熱燥なる事等なり故に妊婦は是等の原因となるべ

きことは皆常に注意して之を避く可きものとすさて産婆は卒
倒したる妊婦を扱ふに先づ之を平臥せしめて枕を低くなし而
して直ちに狭き衣服を解き窓牖又は障子を開きて新鮮の大氣
を入れ室内の溫度を適當にすべしさて軽く酢又は香水の如き
ものを鼻の下に灌ぎなるべきだけ深く且つ強く呼吸せしめ且
二口三口程水を與へ前頭と顛顛部とを酢又は葡萄酒にて拭ひ
溫暖なる「フアチル」又は刷毛を以て身軀を摩擦し芥子泥又は山
葵を擦り何れも紙面に塗抹しこれを心窩へ貼付く可し
劇しき出血の爲め起りたる卒倒は甚だ危険なり是は已に出血の
條下に於て述べ置きたり(第二百十二條を見よ)
妊婦の呼吸若しくは脈搏を認知せざる時は其妊婦は假死か或は

眞死と做し斯る場合に在て産科醫は妊婦に於ても殊に胎兒に於ても必要なるものなれば時を移さずこれを招くべし何となれば妊娠の終り三箇月中に若し此症を發したる時は醫師は胎兒を速に採出す術を施し其生命を救ふことを圖り而して大概それを救ふことの得らるるものなればなり

第二章 産婦の疾病

第三百十九條

産婦は些細の原因に由りて疾病に罹り易く且つ是が爲め産褥中に

に死するもの少からず故に産婦の疾病には必ず醫師を招くことを延引すべからず

第一 産褥熱

第三百二十條

産婦の尤危険にして産婆に尤重要なる病は産褥熱なり其原因は分娩中若くは産褥中産婆の手及び産具機械等の媒介に由りて腐敗毒即ち肉眼にては視ること能はざる極めて微細なる有毒細菌の産婦の牀中に竄入するなり其竄入するや皮膚殊に粘液膜の創面より産婦の血液及び漿液中に届達するものなり此の如き中毒は其病症を起すこと甚神速なるものとす而して此有毒細菌は通例内診に由りて傳染をなすが故に近來産褥熱の原

因を確定ありて此降愈々嚴格の取扱となり産婆に内診を成るべく稀少に且つ成るべく神速に施行しめて其内診せんとする際必ず第七十七條に述べたる如き消毒清潔法の規則に従て嚴行せしむ又總て産婆自身及び産婦殊に其陰部を清潔になすは最大要點なり而して其甚危険なるは尊婦の惡露を以て不潔にせられたる手にて産婆が他の産婦を取扱ふなり此の如き危険は尙ほ世間往々あることにして苟も産婆なるもの惡臭ある不潔の手を以て新産婦に感染せしむることあれば其産婆の罪科最大なりとす此惡臭不潔の手は唯石礮と水を以て洗滌したりとて決して充分除去するものにあらず此惡臭を充分去らんとするには其手を第七十七條に述べたる如き消毒清潔法の規

則に従て嚴重に八分時間洗滌すべし此病毒に感染するや通常は分娩後一兩日中に於て惡寒戰慄を發し次で常に攝氏の三十八度以上に發熱して全身灼熱し大渴をなし脉膊頻數にして心思不安不眠症頭痛顙部紅潮を起し且つ大概は下腹の一部に疼痛を發す此疼痛は常に持續して止まず刺すが如く灼くが如く些細の運動及び外觸に由りて其痛み益々増加するを以て容易に後陣痛の疼痛と區別し得べし(第三百二十三條を見よ)何となれば後陣痛に於ては分娩時の陣痛の如く斷續して來り且つ其休憩時に於ては子宮に觸るゝも毫も疼痛無く又熱のあることなきが故なり然るに産尊熱の疼痛は腹膜炎より來る者にて即ち子宮を包む所又は扁韌帶と卵巢との

近傍なる腹膜の焮衝なり然れども此病の悪しき場合に於ては腹膜炎の全腹に波及することあり是其刺すが如き疼痛の全腹に蔓延して腹部膨満し且つ熱度の増加したるを以て知る可し又一二時間の後に及んで腹膜炎の爲め腹腔内に水液若くは膿汁を生ずること屢々之あり然る時は腹部益々膨大して患婦は愈々疲勞するに至り下痢又は便秘を起し或は菜綠色の液を嘔吐して顔面は枯瘦し乳房は凋み悪露は不整にして腐敗せる悪臭あり且つ皮膚は乾燥し又は粘着して汗疹を發す但し此の如き患者は概ね二三日にして死するを常とす又或時は腹膜炎甚だしからずして一局部に限り深く之を壓して始めて疼痛を感ずるか若くは少しも疼痛なきに係はらず熱は劇しく持續し

て患者の不安益々加はり眩暈耳鳴譫語等相尋で發し而して不安増進し終に躁狂に變して死に到るなり又頗る希には熱度至て低きも永く持續し且つ數回反復惡寒戰慄を發するものあり然るときは膿瘍鼠蹊腺腫黃疸咳嗽胸痛等の如き種々の症を發することあり

第三百二十一條

産褥熱の原因なる腐敗毒は極めて些細の創面より克く軀中に入するものなれば況て困難にして永く持續したる分娩に於て施したる大手術の是が爲めに大なる損傷を生じ且つ出血ありしものに於ては更に一層危きものなり加ふるに感冒食物の不攝生不潔精神感動例は恐懼忿怒の如きもの其外後産の殘留

の爲め悪露の腐敗を生じたる時は産褥熱の経過益々不良なり
産婦の軀中何處にても化膿せる創面あるや否や産婆は良く注意
すべし若し是ある時は充分に縛帯して且是に觸れざる様注意
して其膿毒症を防ぐべし

第三百二十二條

産褥熱は實に産婆の正格なる取扱に因りて確實に是を防ぎ得ら
るゝものなれども當今世間の産婆に於て前に述べたる如き豫
防法を行ふもの殆ど之なしといふも不可なきなり從て今時産
婦が産褥熱を發するもの尤多く甚しきは死に至るもの亦少から
ず今本書に就て産婆學を修むるものは須く不潔の衣腹を着け
産婦に接近し消毒せざる手をして内診するが如き悪慣習を一

洗し嚴重なる消毒清潔法を確守して是を取扱ふべし

産婆已に此病の最初の徴候を認めなば必ず醫師を招く可き義務
を怠るべからず又總て何等に拘らず重症の熱性病は少時も猶
豫することなく産婆は口上又は書面を以て其轉末を直に醫師
の許に申出づ可し此の如き大患の時に方りて産婆は患婦に其
病症の危険なることを語る可からず而して已れば是より患婦
の傍を離るゝにより家内の者か又は看病婦に看護を依頼する
様親族の者に諭すべし

産婆産褥熱に罹りたる産婦を最後に訪ひたる日より少くも五日
間外の産婦を取扱ふべからず而して産婆は自分の全身及び肌
着を充分に洗ひ其衣服を清潔になし前脚手爪等は日々二回づ

つ石礮にて洗ひたる上更に二十倍石炭酸水にて洗ふ可し且つ
毎回必ず刷毛を用ひ善く注意して清潔に爲す可し
大約患者に用ひし器械殊に硝子製子宮嘴管及び「カテーテル」の如
きは半時間許り二十倍石炭酸水にて煮る可し又「イルリガート
ル」の「ゴム」管は半時間餘二十倍石炭酸水に入れ置き以て之が消
毒をなす可し

産婆は此場合に於ても已に以前分娩せしめたる他の尊婦を尋る
は妨げ無し然れども内診は嚴に禁ずる所なり
産婆若し他の産婦を取扱ひ始めたる時より三十日以内に産尊熱
に罹りたる者ある時は少なくとも二週間其業を休止すべし而し
て此二週間で産婆は前文述べたる如く自身衣服器械等の消毒清

潔法を怠懈なく取行ふべし

第二 疼痛甚しき後陣痛

第三百二十三條

疼痛甚しき後陣痛は殊に數々分娩したる尊婦に發するものにし
て子宮持續性に收縮することなく其腔内へ血液を滞留し疼痛
甚しき陣痛に由りて再び之を排泄す此の如く血液の排泄物の
止むまで三四日間反復するものなり而して此疼痛甚しき後陣
痛は危険なるものにあらずして又熱氣もなく此病症は唯甚煩
はしきに堪へざるのみ故に尊婦はこれが爲めに疲勞し安靜に
なし難し斯る症には産婆は先づ子宮を數々軟に摩擦して強き
陣痛を發起せしむる様に試むべし又腹部に濕温罨法を施し又

は温飲料を與へ又は緩和の洗腸を行ふ等に由りて疼痛和ぐものなり若し躰温昇る時は産科醫を招くべし

第三 汗疹

第三百二十四條

汗疹は紅色の小さな水泡にして痒みある發疹なり其生ずる所は重に頸圍背部胸部にして尊婦が餘り身躰を煖かになし且つ熱き茶等を多量に飲みたる時に生ずるものとす而して此汗疹は少しも害なく且つ適當なる攝生にて直ちに乾燥す乃ち其所置は室温を低くなし大便の通利を良くして飲料には唯冷水のみを與へ身躰を甚だしく煖かならざる様に蔽ひ且つ日々注意して肌着を交換す可し然れども若し汗疹に熱を合發したる時は

必ず醫師を招く可し

第四 惡露の不順

第三百二十五條

惡露の不順とは即ち其多量にして其久しきに渉るもの或は其惡臭ありて刺戟するものを云ふ惡露若し血液様にして且つ多量なる時は産婆は尊婦を安靜に平臥せしめ産科醫を招く可し將其醫師來るまでの間は第二百八條及び第二百九條に述べたる如き法を施す可し

惡露の已に粘液性となりたるもの再び血液を混じたる時は前條と同一の所置をなし已に尊を離れたるものは再び臥床に就かして二三日は安臥せしむ可し

悪臭ありて刺戟す可き悪露を下すは血液又は卵膜或は胎盤の一片子宮内に残りて腐敗したるか又は分娩の際生じたる陰部の損傷して潰瘍となりたるものに發す此の如きものは五十倍石炭酸水にて數々陰部を洗滌し其外數々敷物を交換し且つ室内に新鮮の大氣を通はす可し又悪露の悪臭甚だしくして熱を發したる時は宜しく醫師を招く可し

第五 陰唇の腫起

第三百二十六條

陰唇は分娩の際牽引損傷して産褥時に腫脹すること少からず即ち陰唇腫れ上りて光澤ある蒼紅色となるなり此腫脹には五十倍石炭酸水又は清潔なる水にて冷罨法を行ふ可し此時産婆陰

唇に於て潰瘍を發見するか或は褥婦發熱せば又宜しく醫師を招くべし

第六 利尿の困難及び便通の困難

第三百二十七條

利尿困難は褥婦の尤も屢々患ふる所なり即ち利尿の時若くは利尿後に於て痛みを發すること或は小便の全く通利せざること或は不隨意に小便の通ずること等なり
利尿の際に痛みを發するは尿道口邊の粘膜炎あるに由りて發するもの尤も多きゆゑ産婆は善く陰部を検査して其原因を探り若しこれあらば利尿したる後は必ず冷水にて陰部を徐かに洗はしむ可し

尿閉症は通例尿道の腫起に由りて發す此腫張は分娩の際尿道の
 永く且つ強く耻骨に壓せられたるに由るものにして大概は此
 時尿道口邊の粘膜の損傷を兼るものなり此腫張の爲め孕婦或
 は全く小便を通利せず或は唯數滴を通利するありて膀胱部非
 常に緊張し之に觸れば忽ち尿意を催すに至る此の如き時は産
 婆は前以て煮沸し且つ清潔になし置きたる「カテーテル」を煖め
 之を以て朝夕一回つゝ尿を取る可し但し是は孕婦が自ら利尿
 し得るまでは之を行ふ可しさて此の如き時に於て「カテーテル」
 を送入するは甚だ困難の事なれば其疼痛を増さざるやう注意
 して巧みに之を用ふ可し
 小便の不隨意に流出するものは其下敷の非常に濕ひて尿臭ある

を以て知るなり此の如き孕婦は小便の流出を止むること能は
 ざるのみならず時としては其流出を感ぜざることあり其原因
 は或は膀胱括約筋痙攣し其力弱くなるに由り或は膀胱腔瘻に
 由るものとす膀胱腔瘻とは膀胱の損傷に由りて膀胱と腔との
 間に異常の孔を生じたるを云ふ蓋し括約筋の弱くなりたるも
 のは通例分娩後二十四時間以内にして常に復するものと知る
 べしさて又不隨意の利尿も日久しくして治せざるものは大抵
 膀胱腔瘻と察し必ず醫師の診察を受けしむ可し
 便秘は産後一兩日間は屢在ることなれども害なきものなり腸痛
 は浣腸に由り容易に輕快に至ることを得べし又肛門の腫張し
 て疼痛ある靜脈瘤即ち結節痔は浣腸と濕罨法とに由り治する